A:順調(計画どおり又は計画以上に進んでいる) B:おおむね順調(計画どおりに進んでいるが、需要増などの課題がある) C:順調ではない(計画や需要に対する課題が多い ) D:評価対象外(新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業が未実施)

#### 基本目標 I 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見

#### 方針1)多様なニーズを受け止められる子育て支援

#### (1)多様な保育の場づくり

	(1)夕怺ん	保育の場づくり  								
	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み	
1	① 保育園	■各保育施設で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■就学前児童人口の推移等を注視し、保育需要を把握するとともに、各保育施設が将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していく。	保育課	■汎子則汽里入口の抵移で休月而安で注였しなが。  に、必要な対応な検討していく	■令和2年4月1日現在 待機児童数38人(前年比8人減) ■新規開設施設無し	А	■待機児童がいる一方で、定員割れしている施設もあり、入所案内の際、より丁寧に説明し可能な限り選択肢を増やしていただくこと等で可能な限りミスマッチ解消に努める。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。	
2	② 認定こども 園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3~5歳の子どもが教育・保育を一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■多様化する幼児期の教育・保育ニーズに 対応できるよう。国・都の動向や私立幼稚	保育課	■認定こども園2園継続	■新規開設施設無し	А		■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。	
3	③ 小規模保育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0~2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定する。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要	保育課	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。	■新規開設施設無し	Α	■待機児童がいる一方で、定員割れしている施設もあり、入所案内の際、より丁寧に説明し可能な限り選択肢を増やしていただくこと等で可能な限りミスマッチ解消に努める。	■就学前児童人口の推移や保育需要を注視しながら、必要な対応を検討していく。開設が見込まれる場合には、卒園後の受け皿となる連携施設の確保ができるよう、必要に応じて支援していく。	
4	④ 家庭的保育 (保育ママ)	■家庭的な雰囲気のもと、0~2歳児の少人数 (定員5人以下)を対象にきめ細やかな保育を行う。 ■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師 又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件 とし、良質な保育を提供している。	■事業者の意向や保護者のニーズ等を踏ま えながら、方向性を検討していく。	保育課		■家庭的保育事業(国)1園継続 ■家庭的保育事業(都)2名継続	А		■家庭的保育事業(国)1園継続 ■家庭的保育事業(都)1名継続	
5	⑤ 事業所内保 育	■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもを預かる施設だが、一定割合の地域の子どもを受入れることとし、一緒に保育を行う事業。	■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を	保育課	■引き続き市内4か所で実施	■引き続き市内4か所で実施	А		■引き続き市内4か所で実施	
6	⑥ 幼児園	■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。 ■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指	■幼児園事業を継続し、保護者との交流・ 行事等を通して地域とのつながりを深めな がら充実を図っていく。		■第七幼稚園、あさひがおか保育園、在園児保護者及び学校課、保育課で協力して「幼児園」を運営する。 地域交流事業として幼児園まつり、合同遠足などを行う。	■新型コロナウィルス感染防止対策の為開催を見合わせた。再開に向け、各園の情報共有に努めた。	D	■両園の職員同士が園児の状況やそれぞれの園での活動報告を定期的に行い情報共有と、新型コロナウイルス感染症の終息後に交流活動がスムーズにできるように再開準備を行う。	■前期は引き続き新型コロナウィルス感染防止対策の為交流活動は見合わせとする。後期には新型コロナウイルス感染症の終息状況を見ながら、5歳児学年から交流活動がスムーズにできるように実施についての検討を行う。 ■引き続き、第七幼稚園、あさひがおか保育園、在園児保護者及び学校課、保育課で協力して「幼児園」を運営する。	
		して開設された。		丁汉际		■令和2年度のおいては、新型コロナウィルス感染 症対策のため、規模を縮小し実施した。	D	■新型コロナ感染症対策を確実に実施しながら、 地域における多様な人々との交流から学ぶ機会を 確保していくことが必要	■園児、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。 具体的には幼児園まつり、合同遠足、小学校訪問などを行っていく。	

						T	
⑦ 学童クラ で	■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。 ■対象:小学校1~3年生(ただし、障害児は4年生まで) ■事業概要 ①施設数(令和2年3月時点) 41か所(1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む) ②育成日 月曜日から土曜日まで(祝祭日・年末年始を除く)通年利用コースと三季休業利用コースの選択制	■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成31年4月1日現在の登録児童数は1,981人となり、対象児童人口の約43%が登録されている。 働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とするすべての児童が入会できるよう、施設整備と拡充及び学童クラブの職員(放課後児童支援員)の人員の確保を実施していく。 ■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業とのおませる。	■引き続き、学童クラブを必要とする児童全員の受け入れができるよう、施設整備等の検討を進めていく。児童数の増加が見込まれる豊田小について、令和4年度開設予定の学童クラブの建設に向け、教育委員会等関係部署と連携し、対応を進める。 ■施設職員の意見等を吸い上げながら、きょめる高がは、もられるで運営委託を開始した、当まで運営を表記を開始した。の方がに、もの方でで、多までででは、ものがでは、ままでで、ままが、の方がでは、ままでで、ままで、ままで、ままで、ままで、ままで、ままで、ままで、ままで、	■令和2年4月1日現在の登録児童数は2,032人となり、対象児童人口の約44%が登録されている。 ■児童数の増加が見込まれる豊田小は、教育委員会と連携を図り、東校舎の建替えに合わせ学童クラブを併設できるよう調整を行った。 ■新型コナウイルスの感染症の拡大により、におり、におり、により、できるよう調整を行ったがである。 ■新型コナウイルスの感染症の拡大の施設児童のおりででであるに、とで学童のではである。 「世界では、学童のでは、学童ののののでは、では、学童のののののでは、では、学童のののののでは、というののののでは、というのののでは、というののののでは、というのでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	A	■コロナ禍において感染拡大の防止を図るため、 放課後子ども教室「ひのっち」は、新たな子ども 教室を実施し利用者数の制限を設けていることから、学童クラブの児童数の増加が見込まれる。感 染状況と学童クラブの待機児童数の動向に注視 し、児童館等、あらゆる社会的資源の活用も視野 に、連携を図っていく必要がある。	■引き続き、学童クラブを必要とする児童全員の受け入れができるよう、施設整備等の検討を進めていく。児童数の増加が見込まれる豊田小につうブのでは、別き続き、令和4年度開設予定の学童ができる。 一を進める。 一を進める。 一のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
8 ⑧ 市立幼稚	■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子どもの健やかな成長を育む事業。 ■対象:4歳児・5歳児 ■事業概要 ①施設数(令和2年3月時点)4園※令和3年4月より3園 ②保育時間 月〜金9時〜14時 (水曜日は11時半まで)	型 動力 団 動力 は 関と 連携を図り、 日野市全体の幼児教 は は は は は は は は は は は は は	を推進する。 ■各校におけるスタートカリキュラムの実施・充実を図る。 ■幼保小連携推進委員会への私立幼稚園の参加の促進を図るとともに、小学校の近隣校における研	■幼稚園での研究会に小学校の教員が参観したことで、より具体的な実践交流ができるようになっ	В	■新型コロナ感染症対策を十分に行いながら、授業・保育参観や研修会を工夫して行えるように検討する。	■保育内容と小学校スタートカリキュラムの連携を推進する。 ■各校におけるスタートカリキュラムの実施・充実を図る。 ■幼保小連携推進委員会への私立幼稚園・保育園の参加を呼びかけ、保育園・幼稚園・小学校における研究会等で、地域の実態に応じた保育・教育の連携を強化する。
9 ⑨ 私立幼稚	<ul><li>■市内に10園が設置されており、2千人以上の児童が在籍している。</li><li>■保護者ニーズに対応し、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。</li></ul>	ついて継続し、多様なニーズに応えていく。 保育理	■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。	■新規開設施設無し	А		■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園については、幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。
10 ⑩ 延長保育	■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労 形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため 日野市内の保育園全園で1~2時間の延長保育を 実施している。	■現在の事業を継続し、保護者のニーズに  <sub>四会調</sub>	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施	■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施	А		■公立・民間の全園で延長保育事業を引き続き実施
11 ① 病児・病児保育	■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、 病気中や病気の回復期にあるO歳から小学校3年 生までの子どもで家庭での保育が困難な場合 に、一時的に保育をする施設。	■病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。 ■ニーズ等踏まえ方向性を検討する。	■引き続き市内3か所で実施	■市内3か所(病児・病後児1、病児1、病後児 1)で実施を予定していたが、1か所(病児・病後児)が新型コロナウイルス感染拡大のため休園となった。 ■年間延べ利用者数 120人	D	■新型コロナウイルス感染拡大のため利用者が大 きく減った	■市内3か所で実施(休園していた園が再開)

		1						
12	⑫ ファミ リー・サポー ト・センター事 業	■手助けが必要な方(依頼会員)と手助けができる方(提供会員)を登録(無料)して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動:「保育援助」「妊産婦援助」「家事援助」「高齢者援助」	■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、 ・ デュ援力	■引き続き、市民の相互援助活動として広く市民生活に浸透し身近な安心できる活動となるよう充実させる。 ■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再確認し、事業を進める。 ■多様なニーズに添った対応をするため、提供会員の資質向上など、対応力の強化に努める。 ■児童虐待等が疑われる場合は、速やかに子ども家庭支援センターに連絡し支援に繋げる。	■延べ支援件数 ①育児援助:3,328件 ②妊産婦・家事・高齢者援助:2,006件 ■会員状況(令和3年3月31日時点) ①育児援助 依頼会員:6,291名、提供会員:483名、両方会員:110名 ②妊産婦・家事・高齢者援助 依頼会員:5,426名、提供会員:642名、両方会員:184名	В	■会員数の減少令和2年度を通じて、育児援助会員で521名の減少、妊産婦・家事・高齢者援助会員で156名の減少があり、新規会員を増やす方策が求められる。 ■コロナ禍への対応 新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動時に適切な感染対策が求められるほか、ファミサポのニーズも多様なものになり、情勢に応じた対応が求められる。	■個人情報への配慮、安全対策や危機管理等を再 確認し、事業を進める。
13	⑬ トワイライ トステイ	■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。 ■事業概要 場所:多摩平の森ふれあい館2階時間等:18時~22時 月~土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施対象:1歳~小学校3年生まで。	労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴   子ども家	■地域子ども家庭支援センター多摩平はぴはぴで 実施する子育て支援事業の周知を行う。	■トワイライトステイ 延べ利用者数: 140人	В	■年度初は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が従来より減少した。現在は施設での感染予防対策や個人での対応も充実し、利用が落ち着いているが、今後も安心して利用できる施設として対策を徹底する必要がある。 ■予約の受付が電話のみであることから、特に就労者の利用に影響があり、利用者の伸び悩みが懸念される	■地域子ども家庭支援センター多摩平はぴはぴで 実施する子育て支援事業の周知を行う。 ■予約の仕組みの見直しを検討する
14	<ul><li>(4) ショートス</li><li>テイ</li></ul>	■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。 ■事業概要対象:2歳~小学校6年生まで。 利用日数制限:1利用につき7日間まで。	泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存 在する。必要とする方が利用しやすい事業 庭支援セ	■利用しやすい事業を、継続的かつ円滑に実施するため、立川市及び実施機関(委託事業者)と連絡会等で協議を行う。 ■広報紙や子育て情報サイトを活用し、市民への周知に努める。	■ショートステイ 延べ利用者数:380人	Α	■毎年利用者が増加しており、予約が取り辛い状況となっている。協定を結んでいる立川市の利用は日野市を上回っており、立川市の個別利用で利用できない日が増加している。	■引き続き、立川市と至誠学舎立川と3者協定を結び利用していく。予約に関するルール等については実務者会議で共有していく。
15	5 15 一時保育	■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。 ■事業概要対象児童:生後3か月~就学前まで。 利用時間:8時30分~17時まで 月~土 ※0歳児の受入れは施設による ※利用時間は施設により異なる ※一部超過保育あり ※祝日・年末年始は未実施	■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込ま 子ども家れる。〇歳児専用の施設を含め、令和2年 庭支援セ	■地域子ども家庭支援センター多摩平はぷはぴで実施する子育て支援事業をより利用しやすい事業とする。 ■子育て情報サイト、広報等を活用し、市民への周知に努める。 ■子ども部内で立ち上げた一時保育検討委員会で、子育て支援事業の空白地域での実施を公立保育園を含め実施に向け検討。	多摩平一時保育室: 1,242人	В	■年度初は新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が従来より減少した。現在は施設での感染予防対策や個人での対応も充実し、利用が落ち着いているが、今後も安心して利用できる施設として対策を徹底する必要がある。 ■予約の受付が電話のみであることから、特に就労者の利用に影響があることが想定される。	<ul> <li>■地域子ども家庭支援センター多摩平はぴはぴで実施する子育て支援事業をより利用しやすい事業とする。</li> <li>■ぽけっとなび、広報等を活用し、市民への周知に努める。</li> <li>■子ども部内で立ち上げた一時保育検討委員会で、子育て支援事業の空白地域での実施を公立保育園を含め検討。</li> <li>■予約の仕組みの見直しを検討する</li> </ul>
16	6 16 休日保育	■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日等 に就労などで保育が必要な家庭のための事業。	■市内2か所で実施していく。 保育課	■引き続き市内2か所で実施	<ul><li>■市内2か所(しせい太陽の子保育園、ののはな保育園)で実施。</li><li>■年間延べ利用者数しせい太陽の子保育園 37人ののはな保育園 33人</li></ul>	Α		■引き続き市内2か所で実施
17	. ツがある方への		る。施設内外の表記、児童館の利用案内、	<ul> <li>■市民に配布しているチラシや案内など、外国人に必要とされる情報の収集を行う。</li> <li>■施設に必要な外国語の表記を精査する。</li> <li>■外国にルーツがある方への相談窓口業務について、児童館の館長会を通じて意見交換を行い、改善策や新たな施策を検討する。</li> </ul>	■児童館で市民に配布しているチラシや案内など、外国人に必要とされる情報の収集を行った。 ■施設利用で必要な外国語の表記を精査し、各児童館の必要箇所に掲示した。 ■外国にルーツがある方への相談窓口業務について、エリアマネージャーWGや基幹型連絡会で情報共有した。	А		引き続き ■市民に配布しているチラシや案内など、外国人に必要とされる情報の収集を行う。 ■施設に必要な外国語の表記を精査する。 ■外国にルーツがある方への相談窓口業務について、児童館の館長会を通じて意見交換を行い、改善策や新たな施策を検討する。

		し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応するた	ローズに柔軟に対応するた に応じた定員枠の調整等を必要に応じて検 対していく。 (保育課) (保育 対していく。 (保育課) (保育 )		■たまだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会を設置し、民間運営事業者の審査を行う。事業者決定後は、引継ぎのための三者(保護者・市・事業者)協議を行い、子どもや保護者への影響に配慮しながら進めていく。	■たまだいら保育園民営化に係る事業者選考委員会開催(2回)応募事業者2者審査の結果、運営事業者は、「社会福祉法人 栄光会」に決定三者(保護者・事業者・市)協議会開催(2回)引継ぎのため、二者(事業者・市)協議を行った	A		■合同保育を行い、しっかり引継ぎを行う。 保護者へ民営化について丁寧に周知する。
18	18 民間活力導入の推進(保育園・学童クラブ)	2施設(しんめい学童クラブ、七小学童クラ   ブ)。   歳出増加の抑制と育成時間の拡大等を目的に令	朽化に伴う育成環境の整備に向けた歳出増加の抑制を図ることや育成時間の拡大等、学童クラブ事業の充実を図るため、引き続き民間活力の導入を実施していく。きめ細的に令が引継ぎを実施するとともに、民間への移行後も日野市が責任をもって指導や助		専門的見地から、委託した学童クラブの確認・助   三し、一定の質を確保していく	■エリアマネージャーを中心に、専門的見地から、委託した学童クラブの確認・助言し、一定の質を確保した。 ■令和3年4月からの委託に向けて、一小学童クラブ、たけのこ学童クラブにおいて事業者選定を実施し、配置される支援員に対し引継ぎを進め、個々の子どもたちの様子も含め、令和3年1月から3月末まで受託事業者への引継ぎを行った。	Α		引き続き ■児童館長とエリアマネージャーが専門的見地から、委託した学童クラブの確認・助言し、一定の質を確保していく。 ■令和4年4月からの委託に向けて、七生緑小学童クラブ、(仮称)豊田小学童クラブにおいて事業者選定を実施し、配置される支援員に対し引継ぎを進め、個々の子どもたちの様子も含め、令和4年1月から3月末まで受託事業者への引継ぎを行う。 ■児童館においては兄弟館での定期的なケース会議を開催し、学童クラブ含めた情報共有を行い、公民連携を密にしていく。
	(2)保育の	質の向上							
No	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
19	① 第三者評価 の実施	■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。	■民間保育園等においては、福祉サービス 第三者評価の定期的な受審が定着の傾向に あるため、引き続き実施し、保育の質を向 上させるよう求めていく。	保育課	用について補助を行う。	■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行った。	Α		■民間保育園等に、定期的な受審により保育の質を向上させるよう求めるとともに、受審に係る費用について補助を行う。 ■市立保育園については、「保育・子育て推進委員会」において取組内容を実施・検証・評価を行う。
20	② 保育園の機 能の充実	■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。	■各保育園が特色ある活動を通して保育の 充実を図ると共に食育・自然観察、身体づ くり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組 み、地域の子育て支援事業を行っていく。	保育課	■保育園で培ったノウハウや保育園の施設、雰囲気を感じ取ってもらい、地域の子育て支援につなげていく取り組みを行う。地域の乳幼児親子のために、遊具や絵本などの充実、施設・園庭の開放を積極的に実施していく。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せ ず。	D	■新型コロナウイルス感染症の収束状況により再 開する。	■保育園で培ったノウハウや保育園の施設、雰囲気を感じ取ってもらい、地域の子育て支援につなげていく取り組みを行う。地域の乳幼児親子のために、遊具や絵本などの充実、施設・園庭の開放を積極的に実施していく。
21	③ 保育士の研	■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。	じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ど	保育課	■保育の向上を図るために、①研修②子ども・職員の相互交流③地域のネットワークづくりの3つの事業を実施する。	①研修:⑦「コオーディネーショントレーニング」中止⑦「特別支援学級の支援内容等(知的固定学級、ステップ教室等)について」中止⑪「絵画と子どもの心理」(12/17)参加者32名⑰「気になる子への対応」(2月~3月インターネット配信)※参加者は公民含む②相互交流:中止③地域のネットワークづくり:「保育フェア」中止研修については、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、開催の中止、開催した場合は参加人数の制限、インターネット配信により行った。	D	■新型コロナウィルス感染症拡大の状況により、 対策を行いながら実施できるようにする。	■引き続き、保育の向上を図るために、①研修②子ども・職員の相互交流③地域のネットワークづくりの3つの事業を実施する。

22	④ 児童館と学 童クラブ職員の 研修・交流等	■児童館の職員(児童厚生員)、学童クラブの職員(放課後児童支援員)の研修は、市主催の独自研修、東京都主催等の外部研修、施設間研修などを体系的に行っている。 ■独自研修は公設公営・公設民営の児童館、学童クラブの職員を対象としており交流を図っている。	・フーター研修りに参加し、経験年数に応じた児童厚生員としてのスキルを取得する。 ■児童館の分室である学童クラブの質を維持・向上させるため、サポート体制を強化するとともに、学童クラブ事業を支援するためのスキルアップ研修を児童館職員に実施する。 ■学童クラブの業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を表現して、記書は書店をおり	員等基礎研修に3名、中堅児童厚生員等テーマ別研修に7名、リーダー研修に3名を派遣予定。また、基礎研修受講者については、研修終了後に児童厚生2級指導員の資格取得となる。 ■放課後児童支援員認定資格研修について、既に在籍する学童職員の8割以上が資格取得済だが、引き続き、未受講者のうち受講資格持つ職員を派	た、基礎研修受講者については、研修終了後に児童厚生2級指導員の資格取得となった。また、放課後児童支援員等資質向上研修に児童館長やエリアマネージャー中心に11名派遣した。 ■放課後児童支援員認定資格研修について、未受講者のうち受講資格持つ職員を16名派遣した。 ■コロナ禍において、児童館・学童クラブの全体	Α		■東京都児童館等職員研修については、中堅児童厚生員等テーマ別研修に8名、リーダー研修に4名を派遣予定。 ■放課後児童支援員認定資格研修について、既に在籍する学童職員の9割以上が資格取得済だが、引き続き、未受講者のうち受講資格持つ職員を派遣予定。 ■児童館長、新たに配属されたエリアマネージャー中心に、放課後児童支援員等資質向上研修に派遣予定。 ■コロナ禍における、研修のあり方(オンライン等)について検討する。
23	⑤ 巡回指導	■子ども・子育て支援法に基づき、市内の特定教育・保育施設等の運営状況等について、助言、指導することで日野市全体の保育の質の向上を図る。	ら助言、指導し、日野市全体の保育の質の  「^^ ゚゚゚゚゚	■指導監査の実施に向けた準備を行うため、市内各園を訪問し制度の周知を図り、課題等を整理する。また保育の質の向上に資するため各施設の現状把握と情報を共有する。	■全施設を訪問し、訪問指導実施の事前説明を実施 令和元年度新規開設施設(3施設)への訪問指導実施 小規模保育事業(6施設)への訪問指導実施 一部の認可保育所(16施設)への訪問指導実施	В	■新型コロナウイルス感染症の影響で、全ての施設を訪問指導できなかったため、令和3年度に未実施の施設を訪問する。	■新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、 適切な方法で実施可能か判断しながら行う。 令和2年度に未実施の施設を中心に訪問指導を行 う。
No	(3)地域の	) 子育て支援拠点の強化 						
NO	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
			<u> </u>		1		1	1
24	① 地域子ども 家庭支援セン ター	■多摩平、万願寺の2カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。	■市内21か所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。 ■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター(高幡本部)との連携を図り、個別対応につなげていく。 ■地域における保護者の自主的な子育で	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割を認識し、効果的なサービスを提供する。 ①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座等の企画を継続する。 ②相談事業 相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに児童虐待等の疑いがある場合は、子ども家庭を援センター高幡本部に繋ぎ、連携した支援を行う。 ③子育てサークル活動 地域支援ワーカーによる直接的な訪問支援でサークル活動の活性化を図る。新型コロナウイルスへの支援方法を検討する。	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割の発揮 ①啓発講座 《単独》実施回数:654回 参加者数:1647組 《保育園等の協力》 実施回数:11回 参加者数:37組 《支援グループ等市民と共催》 実施回数:5回 参加者数:29組 ②相談事業 受理件数:5871件 ③子育てサークル 登録団体:14団体 訪問件数:28回 ④子育て支援グループ 登録団体:6団体	В	■コロナ禍への対応 ○新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、中止された啓発講座が発生した。適切な対応をとりながら、コロナ禍でも実施できる対応が求められる。 ○ひろばの利用人数制限や利用者の自粛に伴いひろば利用者が減少する中、相談件数はほぼ横ばい状態で実質的な相談は増加している。コロナ禍だからこその相談内容も散見される中、より一層相談事業の充実が求められる。 ○子育てサークルの活動継続への課題が大きくなっている中、よりきめ細かい活動支援が求められる。	■地域子ども家庭支援センターの基幹的役割を認識し、効果的なサービスを提供する。 ①子育てひろば 来所者のニーズにあった啓発講座等の企画を継続する。 ②相談事業 相談者にしっかりと寄り添い、受け止めるとともに児童虐待等の疑いがある場合は、子ども家庭支援センター高幡本部に繋ぎ、連携した支援を行う。 ③子育てサークル活動 地域支援ワーカーによる直接的な訪問支援でサークル活動の活性化を図る。新型コロナウイルスの流行により、活動が困難になっているサークルへの支援方法を検討する。

26 ③ 児童館	でも活動の援助と、地域の子育で又接、すとも記したちの健全な育成を図ることを目的とした施設。 ■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育でに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育で・子育ち技援の活動拠点である。 ※平成31年4月現在 ①施設数 基幹型3館、地域型7館(内指定管理2館、運営業務委託1館)合計10館 ②開館日 月曜日から土曜日(日曜、祝日、年末年始は休館) ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら児童館ふらねっとは火曜日から日曜日(月曜、祝日、年末年始は休館) ③開館時間 9時30分~18時 ※たまだいら児童館かられるとは、2は23はだいる。 ■対のが見事に表して、別点とも記し、対のが見事には、地域の子育で・子育ち支援ののない地域の子育で・子育ち支援の充まがいる。 ■基幹型児童館は、地域の子育で・子育ち支援の中核を担う総合施設として位置づけ、公・民間わず全体の児童館と学童クラフの質の向上を目指し調整・支援等を行る。	■コロナ禍においても児童の居場所として児童館を安全に開設できるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図る。 ■児童の居場所を確保するため、学校から直接児童館に来館できる、児童館「ランドセル来館」事業を	館10館の利用者数は 158,555人(令和元年度 251,430人) 1館あたりの平均利用者数は 55 名/日(令和元年度87名/日)だった。 ■ただし、コロナ禍において、居場所機能を充実宣館の見において、居場所機能を充実宣館の開館時間を早めたり、学校から直接児童館の開館時間を早めたり、学校から直接児童館の開館時間を早めたりでも東海によりでものではである。 ■ 令の方がであるととのののでは、のの方がでは、の方がでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のうがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、のがでは、の	A	■今後の児童館のあり方検討会報告書「日野市の児童館 今後の展開」(令和2年度~令和6年度)において、児童館ガイドラインに基づく9項目(誰もが集いやすい児童館に情報発信パワーUPや関連諸機関との連携した配慮が必要な子へサボートなど)を引き続き実施する。また令和2年度中に検討した優先順位に基づき、令和3年度に実施するべき事業を実施する。また令和2年度中に検討した優先順位に基づき、令和3年度に実施するべき事業を実施する。との連携との連治を持ていく。「学童クラブの質UP」を行う。基幹型児童館に帰難等量クラブの質UP」を行う。基幹型児童館に児童館学童クラブの質UP」を行う。基幹型児童館に完全のため、これまでの枠に捕らわれない自由な業想のもと、学童クラブの育成のサボート等行い、子育で表別のもと、学童クラブの育成のサボート等行い、子育で表別の方法を進める。 ■コロナ福においても児童の居場所として児童館を安全に開設できるよう、新型コロナウイルス感染症に係る多珍・対応マニュアルを必要に応じ更新し、感染拡大の防止等を図る。 ■児童の居場所を確保するため、学校から直接児童館に来館できる、児童館「ランドセル来館」事業を拡大する。 ■『みんなのおうちへ移動児童館!』をコンセプトに自宅でも気軽にできる遊びや製作のと、児童館職員らしさがあぶれる動画を配信、おもちゃの貸し出しや図書の貸し出し、おもちゃ製作のキットやマスク製作のキットの配布など、自粛期間中の在宅での子ども・子育て家庭を支援する。
④ 放課後子 27 も教室「ひの ち」	■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。 ■対課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員(ひのっちパートナー)を配置し、を全管理員(ひのっちパートナー)を配置し、アドバイザーによる学習プログラムを行っている。 ■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちのアドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。	■従事者が高齢化しているため、幅広く募集をかけていく。	■新型コロナウイルス感染拡大の影響により「ひのっち」の内容を一部変更した「新たな放課後子ども教室」を実施。放課後の居場所がどうしても必要な子どもたちに対象を絞り実施した。 ■従事者に関しては、感染対策の観点から大々的な募集による新たな採用は控え、補充のみとした。	С	■新型コロナウイルス感染対策として、密にならないよう実施場所の確保や環境の整備 ■学級数の増加による、空き教室等実施場所の確保  (R  ■新型コロナウイルス感染対策として、令和3年度も従来の「ひのっち」ではなく、規模を縮小した「新たな放課後子ども教室」を引き続き実施する。  ■今後、新しい生活様式のなかで「ひのっち」をどのように再開するか、検討を行う。
S い い い に の に に に に に に に に に に に に に	①内容:飲食物を有料で提供し各種イベントを   電路する第一部   如日とその母籍者が复数に集まる。 ■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を	にも、地域とのつながりを深める活動を続ける。 ■児童育成では児童の生活リズムが不安定であったり、支援を必要とする家庭がある中で、児童が安心して過ごせるような取り組みを進める。また、引き続き児童の体調面も考慮し、栄養バランスの良い食事を提供する。また、19時までの学童クラブ延長モデルが令和元年度末で終了したため、令和2年度の潜在的な利用人数の動向に注視するとともに、事業の見直しについても検討していく。 ■コロナ禍においても乳幼児と保護者の居場所として安全に利用してしていただけるよう、新型コ	め、気軽に相談できる雰囲気作りに努めた。大人も子どもも主体的に参加できるワークショップや講習会なども開催した。利用者や地域とのつながりを大切にした事業運営ができた。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ランチ提供の休止等の対応を行った時期もあったが、相談事業は継続し、ZOOMによるオンラインひろば事業等を代替として実施した。 ■児童育成(夜間) 開設日数:244日	4	■子育てカフェは地域における子育で・子育ち支援の拠点として、地域の様々な機会を捉え、PRなど地道な努力を続ける。また一方で、数字だけでなく、在宅育児世帯にとって真に必要なサービスがどのようなものなのか把握に努める。そのためにも、地域とのつながりを深める活動を続ける。 ■コロナ禍においても乳幼児と保護者の居場所として安全に利用してしていただけるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図る。

29		■小学生の放課後の居場所としての「ひのっかち」を夏季休業中における一定期間スーパーひかのっち「なつひの」として実施。 ■平成27年度より、4校で試行、令和元年度現在12校で実施。	■毎年2~3校拡充し、令和3年度17校(全校)実施を目指す。 ■猛暑の期間に協力できるパートナーの獲得に努力する。 ■猛暑の期間であり、外遊びが難しいので、遊びや学びのプログラムを検討する。	■スーパーひのっち「なつひの」の実施校を1~2校拡大。(未実施校4校:四小、平小、八小、滝台小、仲田小)■従事者が高齢化しているため、幅広く募集をかけていく。	<ul><li> ■新型コロナウイルス感染拡大の影響で事業が未 実施となった。</li></ul>	D	■1日の開催時間が長く、コロナ感染対策として昼食時の見守りや消毒作業などの対応もあり、従事者の負担増が想定される	■「新たな放課後子ども教室」の一部として「な つひの」を実施する。 ■「なつひの」実施校を前年度より拡大する。
30	⑦ 児童館の開 所時間拡大	■開館日 月曜日から土曜日(日曜、祝日、年末年始は休館) ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら 児童館ぶらねっとは、火曜日から日曜日(月曜、祝日、年末年始は休館) ■開館時間 9時30分~18時 ※たまだいら児童館ふれっしゅ、みなみだいら 児童館ぷらねっとは、9時30分~19時 ※しんめい児童館は、学校の三季休業期間(春休み、夏休み、冬休み)、8時30分から開館	■共働き世帯や中高生世代等にも、これまで以上に利用しやすい児童館を目指し、開館日や開館時間について検討していく。	■しんめい児童館においては、夏休みに加え、春休みや冬休み期間についても、朝8時30分から開館をし好評を得ており、引き続き実施していく。 ■コロナ過においても、市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保する。 ■中高生世代の対応として、たまだいら児童館、みなみだいら児童館において、午後7時までの開館を継続する。	■朝8時30分から開館(しんめい児童館のみ)夏休み55名 冬休み33名 春休み1名 の利用。 ■コロナ禍においても、市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保した。 ■中高生世代の対応として、たまだいら児童館、みなみだいら児童館において、午後7時までの開館を継続した。	Α		■引き続き、三季休業期間は、しんめい児童館は朝8時30分開館を実施していく。 ■コロナ禍においても、市内全児童館においてランドセル来館等を実施するなど、児童の居場所を確保する。 ■中高生世代の対応として、たまだいら児童館、みなみだいら児童館において、午後7時までの開館を継続する。
3	<ul><li>② 運営協議会の実施(児童館)</li></ul>	■児童時内勤の児美を図るため、民主安員、主  任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験	及び内容について、各児童館が検討を開始 する。 ■実施が可能な児童館から運営協議会を開 子育て課 催し、方法や内容等について、他の児童館 に情報提供し、すべての児童館での開催を	討会報告書「日野市の児童館 今後の展開」にお  いて、「子どもが直ん中・つながる地域、運営協	■すべての児童館において、運営協議会の設置要領を制定し、構成メンバーの委嘱等の依頼を行った。なお、感染対策を図りながら実施できた児童館があったものの、多くの児童館は感染対策を図るため、書面開催で実施した。初年度ということもあり、先ずは地域の方々に児童館活動を知っていただく機会を提供することができた。	A		■引き続き、児童館活動の充実を図るため、年2回程度の協議会をすべての児童館で開催していく。 ■民生委員、主任児童委員等の地域組織の代表者他、学識経験者、学校教職員、子どもや保護者等、地域の方々や関係機関との連携を図るとともに、情報提供のみならず、メンバーからのご意見を児童館活動に活かせるよう、積極的な議論の場として協議会を活用していく。
32	<ul><li>⑨ 学童クラブの育成時間の延長・拡大</li></ul>	: 【学校休業日】8時00分から17時45分	■東京都内の他市の実施状況や保護者ニーズを踏まえ、引き続き午後7時までの延長育成を民間活力の導入(運営委託)に取り組む中で進めていく。 ■同じ学校の敷地内で複数の施設がある場合は、財政商物延長登成のニーズ景から	間の拡大を実施する。	■令和2年度は、しんめい学童クラブ、七小学童クラブ、五小学童クラブにおいて、民間活力の導入により平日の午後7時までの延長育成の実施と、土曜日、学校休業期間における午前8時の開所から午後7時までの延長育成を実施した。 ■令和3年度において、一小学童クラブと、日野市立滝合小学校内に2つある学童のうちのたけのこ学童クラブに民間活力を導入するため、委託事業者選定委員会を実施し、委託事業者を決定した。	A		■東京都内の他市の実施状況や保護者ニーズを踏まえ、引き続き午後7時までの延長育成を民間活力の導入(運営委託)に取り組む中で進めていく。 ■同じ学校の敷地内で複数の施設がある場合は、財政面や延長育成のニーズ量から、一方の施設に民間活力の導入を図り育成時間を拡大し、子育て支援の充実を図っていく。

方金	針2)子育	てを励ます人と場づくり							
No.	1) 市民に	よる子育て支援の輪づくり							
	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
		■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平駅西交流センター(出張ひろば)等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。	「原   ■市民が、子育て支援に積極的に関われる	庭支援セ	■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。 ■講座を周知する。	<ul><li>■養成講座:7回開催</li><li>■子育てひろば利用者</li><li>≪万願寺≫:5535名</li><li>≪南平≫:1216名</li></ul>	А		■市民が、子育て支援に積極的に関われるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点づくりの支援を行う。
33 ① F の居		■NPO法人が「なかだの森であそぼう」を開催し、幼児の親子から中高生まで自然にふれあい、ストレス解消等の居場所づくりを行っている。 ■子どもの居場所づくり、遊びを通した育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、様々な機関や人材と連携・協力をする	りを継続していく。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち 全体が活性化するための拠点づくりの支援 を行う。	子育て課	■ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園の一体的な活用を引き続き行う。 ■自然体験広場を利用する団体や子ども会等に、 積極的に1-3の利用について周知を図る。	■仲田の森蚕糸公園の活用 「なかだの森であそぼう!」 開催:61回 参加者:延べ4,223人 ■集会室1-3の活用 コロナ禍及び同集会室のある三世代交流館において運営しているふたば学童クラブの利用者増加による育成室化に伴い、貸室としての利用停止中。	В	■集会室1-3の貸室業務についての整理	■ふれあいホールと仲田の森蚕糸公園の一体的な活用について検討する。 ■集会室1-3の利用について子育て係と整理、引継ぎを行う。
34 ② <sup>-</sup> クル	子育てサー Vへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、- 緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。	子ども家 庭支援セ ンター	■子育てサークルの維持、継続のための支援を引き続き実施する。	<ul><li>■子育てサークル</li><li>登録団体:14団体</li><li>訪問件数:28回</li><li>■子育て支援グループ</li><li>登録団体:6団体</li></ul>	В	■コロナ禍への対応 コロナ禍でサークル活動が停滞する中、卒サークルを迎える親子もいるため、新メンバーの加入を促す支援が必要である。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動 継続的に支援していく中で、情報交換の場や交 の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育 サークル立上げの支援を行っていく。
③ t 5 る子 成	地域におけ 子育て人材育	■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育で関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育で支援者の養成講座を実施する。 ■子育でパートナー数42名 ※平成31年3月現在	■子育て支援者養成講座の継続と充実が、 市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるように進めていく。	庭支援セ	■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。 ■講座を周知する。	■養成講座:7回開催	А		■子育て支援に関われるよう、人材の養成、確保のための養成講座の開催を継続して実施。 ■講座を周知する。
	2) 子育で	L 相談・支援の充実							
0.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
36 和談	乳 幼 児 健 康 談事業	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てを めぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育 児をしている保護者に対して相談支援を行い、 適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・ 増進につなげていく。	■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場ともなるため、今後も継続していく。	健康課	■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめ ぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児を している保護者に対して相談支援を行い、適切な 方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につ なげていく。	■5会場 ■来所者281人 (内訳;乳幼児280人・妊婦1人) 今年度は新型コロナウイルス感染拡大を考慮し6月まで中止としていたが、7月から予約制で開始となった。また、オンライン相談も開始した。相談支援を継続し、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進できるよう支援を行った。	В	■予約制にて事業を再開したが、利用人数が減少 している。	■新型コロナウイルス感染拡大防止策を考慮しながら「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。
7 名	乳幼児歯科 淡事業など	■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6カ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。 ■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。	■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。 ■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。	健康課	■歯科健診でむし歯があった児の保護者に対し、 早期歯科受診の大切さを伝え、保護者に寄り添っ た支援を継続する。	■むし歯のある子どもは、1歳6か月児健診で3名、3歳児健診で109名おり、歯科受診を支援した。また、生活全体を通じた支援の必要な子どもに対しては保健師等と連携し支援を行った。	В	■新型コロナウイルスの感染拡大の為、健診の時期が延期になった影響で、むし歯の発見が遅れた子どもがいた可能性が考えられる。また、新型コロナウイルスの感染防止の為、歯科受診を控える家庭があることが考えられる。	■1歳6か月児健診及び3歳児健診でむし歯があった子どもに対し、歯科受診の支援を継続する。 ■乳幼児歯科相談を通し、むし歯予防やかかりつけ歯科医の重要性等を周知していく。

38	3 相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター(エール)にて、O歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。		■担当者間でタイムリーにケース検討を行う仕組みづくりに取り組む。 ■専門職間の事例検討を実施。	■専門職勉強会を実施し、各専門職の指導・相談内容の相互理解を促した。 ■相談実績 心理相談(実946人) 一般相談(延202件) 医療相談(延53人) 子どもこころの電話相談(4件)	Α	■相談件数が増えていることや、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発出などによる一時的な相談休止などから、特に初回相談の申し込みをいただいてから実際に相談が行われるまでに少しお待たせしている状況がある。	■担当者間でタイムリーにケース検討を行う仕組みづくりに取り組む。 ■専門職間の事例検討を実施。 ■初回相談から心理相談等への対応をスピーディに対応できる仕組みを構築する。 ■引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策をしっかり行う。	
39	④ 子どもと家 庭の総合相談	■子ども家庭支援センターにて、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応をしていく。	充実させていく。  ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で   解決困難な相談にも積極的に対応してい 子ども乳   く、困難なケースについては、要保護児童 原支援者	■27年度からのチーム制をリーダーを中心としたより機能的な形態にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■逆送致の対応として児童相談所、八王子市、町田市と綿密な打ち合わせを実施し、遅滞なく対応する。	<ul><li>■相談受理件数 1,087件(内、虐待受理件数378件)</li><li>■子ども家庭支援ワーカー相談件数 35,199件</li><li>■個別ケース会議 85件</li></ul>	A	■虐待受理件数は増加の一途を辿っており、夜 間、土曜日の対応が増加している。	■引き続き、27年度からのチーム制をリーダーを中心としたより機能的な形態にすることで、増え続けている相談への対応力を強化し、子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■子育てに関わる他機関からの相談においても、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが各関連機関と連携し、関係機関間の調整役として中心的機能を果たしていく。 ■困難ケースや重篤な虐待については、八王子児童相談所との連携を密にして対応していく。	
4(	⑤ 育児支援家庭訪問事業	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「育児家事訪問支援員」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	■訪問支援について、さらなる充実を図っていく。また、潜在的に支援を必要としている家庭について把握し、支援の漏れがな庭支援がようすくいあげる体制づくりを進めていく。	■健康課始め各関係機関と連携を深め、要支援家庭を把握し、支援の実施を行い、虐待防止に努める。	<ul><li>■育児技術訪問指導員 延べ訪問日数139日 延べ訪問時間146時間</li><li>■家事育児支援ヘルパー 延べ訪問日数79日 延べ訪問時間151時間</li></ul>	Α	■虐待増加に伴い、訪問時間日数ともに増加してい	■令和3年4月より組織改正で子ども家庭支援セン ターになった母子保健係を始め各関係機関と連携 を深め、要支援家庭を把握し、支援の実施を行 い、虐待防止に努める。	
1	⑥ 利用者支援	開発に対しるめ続けい文族を実施する。(母子 保健型) ■スドナなびるの思議者が詳れなス奈で主接恵	■保健師等の専門職が、妊娠から出産、子育てにわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握することで、切れ目のない支援体制を	(健康課) ■母子手帳交付時に、保健師および助産師が面接を行うことで全ての妊婦等の状況を把握し、適切な情報提供を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安軽減を図る。 ■支援を要する妊婦に対して、支援プランを作成し、継続的な支援を実施する。支援プランは必要に応じて見直しを行い更新するとともに、時期を決めて効果検証を行う。	■妊婦把握数:1,394人 面接数:1391件 未面接:3件(体調不良の理由) ■支援プラン作成数:162件	Α	■令和2年度は未面接妊婦に対して電話での面接となったケースもあったが、令和3年度は電話での面接では育児パッケージの対象とならない。そのため、面接勧奨について課題が生じると予測される。	■新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、面接を行う。全ての妊婦等の状況を把握し、適切な情報提供を行い、妊娠・出産・子育てに関する不安軽減を図る。 ■支援を要する妊婦に対して、支援プランを作成し、継続的な支援を実施する。支援プランは必要に応じて見直しを行い更新していく。	
4	⑥ 利用者支援事業	▼ ■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業	学学の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談、助を行う事業。平成30年度から保育課窓口に育コンシェルジュ3人を配置し、保育所入所相	構築する。(健康課) ■多様化する保育ニーズに応じて、相談者 に分かりやすい情報提供等を行っていく。 (保育課)	■多様化する保育ニーズに応じて、相談業務や相 談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。	【特定型】 ■保育園入園に関する専門的な知識を習得し、市内・近隣市の保育園情報や子育て関連施設の情報を集積し、適切な情報提供、相談業務に応じた。人員:3人体制(交代勤務。元公立保育園の園長と嘱託員2人) 勤務時間:月~金曜日(平日)、9:00-17:00内容:保育園利用相談等相談件数:窓口2,935件、電話5,381件	Α		■多様化する保育ニーズに応じて、相談業務や相 談者に分かりやすい情報提供等を行っていく。

	方針3)ゆとりをもって子育てするための環境づくり								
No.	<ul><li>(1)子育で</li><li>事業名</li></ul>	では一帯への経済的支援 内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
42	① 児童手当	■中学校終了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。 ■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額は3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)10,000円、3歳以上小学校修了前(第3子以降)15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000円。 ■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。 ※令和2年3月現在	■児童手当法による国の制度であり、国の 動向を注視しつつ、法令に則った、より一 層適正な支給に努める。	子育て課	■子育て課内の他制度(子ども医療費助成制度等)や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努める。 ■令和2年6月より年金関係情報の情報連携運用開始 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。	■子ども医療費助成制度等の他制度や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努める。 ■令和2年6月より年金関係情報の情報連携運用開始	A		■子ども医療費助成制度等及び他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努めた。 ■令和3年の3市共同システム開始及び電子申請開始に向けた業務対
43	② 子ども医療すの助成	■日野市では乳幼児医療証の所得制限はなし。	く東京都の制度であり、市でも条例等を整   え事業遂行している。現状、乳幼児医療助   成は市単独で所得制限なしの取り扱いとし	子育て課	■子育て課内の他制度(児童手当等)や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努める。 ■七生支所と連携し、サービスの拡充に努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。	<ul><li>■児童手当等の他制度や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努めた。</li><li>■七生支所と連携し、サービスの拡充に努める。</li><li>■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。</li></ul>	Α		<ul><li>■児童手当等の他制度や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努める。</li><li>■七生支所と連携し、サービスの拡充に努める。</li><li>■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。</li></ul>
44	③ 就学援助	■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた、②昨年度、市都民税が非課税、③児童扶養手当受給中、②解年度、市都民税が非課税、③児童扶養手当受給中、④経済的理由で子どもの教育費に困っている。 ■所得要件 生活保護基準の1.3倍	■保護者の負担軽減を図るために、今後も 制度を継続していく。	庶務課	■認定基準については、昨年度と同様、生活保護	<ul> <li>・小学校 準要保護 884名 要保護 64名</li> <li>・中学校 準要保護 514名 要保護 40名</li> <li>■総支給額 135,426,701円</li> <li>■全児童・生徒数に対する受給者率は、平成22年</li> </ul>	Α		■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な、市内に住所を有し学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の家庭に対し、学校で必要とする費用の一部(学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業アルバム代等)を援助する。 ■令和4年度小学校新入学児童及び中学校新入学生徒に対し、小学校就学前及び6年生時の3月に「新入学学用品費」等を支給する。 ■認定基準については、昨年度と同様、生活保護の1.3倍未満とする。 ■新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、家計急変世帯への周知や追加での判定を実施。 ■他市の状況等を調査し、制度の内容について検討を行う。 ■高所得層と低所得層の格差が広がりつつあることも踏まえ、今後もこの事業を継続していく。
45	④ 奨学金	■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を 提出し、選考審査会に諮って決定する。選考に あたっては、所得制限があり。 ■前学年時における学習意欲・生活態度などに	■高校の授業料無償化などの施策が展開されてはいるが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策	庶務課	■1人月額 10,000円、年間 120,000円 給付型、返済義務なし。 ■230名分 27,600,000円を予算化 ※この人数を超えた場合は、補正対応 ■所得要件を第一義とし、所得要件をクリアした 者について、生活態度・学習意欲も加味し審査し た結果、基準を満たす者全員に支給する。 ■新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、家 計急変世帯への周知や追加での判定を実施。	■応募者数182名。うち11名は所得超過により非認定、171名認定。	В	■異動届等の様式について、体裁を整える必要がある。押印欄については省略する予定。	■1人月額 10,000円、年間 120,000円 給付型、返済義務なし。 ■200名分 24,000,000円を予算化 ※この人数を超えた場合は、補正対応 ■所得要件 生活保護基準の1.2倍以下 ■所得要件を第一義とし、所得要件をクリアした 者について、生活態度・学習意欲も加味し審査した結果、基準を満たす者全員に支給する。 ■新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、家計急変世帯への周知や追加での判定を実施。

	(2)男女が	共同で安心して子育てできる就労環境づくり	0						
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課 題 ※評価がAの場合でも、課題があれば ご記入ください	令和3年度の取組み
46	① 日野市男女 平等行動計画の 推進	■第4次男女平等行動計画(計画年度:令和3~7年度)を令和2年度末までに策定する。 ■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。 ■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。 ■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。	■男女ともに家庭、地域、職場等の様々な分野で自己実現ができる男女共同参画社会を目指す。	平和と人	ネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害	■第4次男女平等行動計画を策定した。 ■令和元年度事業について、第3次男女平等行動計画の市民評価を行った。 ■男女平等参画地域防災講座(日野市社会福祉協議会と共催)の開催 ■女性の再就職支援セミナー(東京しごとセンター多摩と共催)、女性のためのカラダケア講座(福祉政策課、NPO法人市民サポートセンター日野、わがまると共催)、仕事と子育てを両立したい方のためのPC講座(ハローワークハ王子と共に制造を開催した。 ■男女共同参画週間、STOP THE DV、人権週間などにあわせ、それぞれパネル展を行った。 ■虹友カフェの実施(毎月1回、12回実施予定だったが新型コロナウイルス感染拡大のため4.5月、1.2.3月は中止となり、7回の実施となった。) ■DV土曜講座の実施(偶数月年6回) ■デートDV出張講座を東京三弁護士会多摩支部の協力を得て、第4中学校以外の7中学校で実施した。	Α	■新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各種事業で延期・中止などが一部あった。	■第4次男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の支援事業、若年層へのDV被害防止啓発事業等を実施し、子育て支援につなげる。
47	② 幼児教育無償化	子ども・子育て支援法等に基づき認可保育所等の3-5歳(非課税世帯は0-2歳)の利用者負担額を無償化する。また、認可外保育施設等も月額上限を定めて無償化する。	■制度に基づき、各家庭の経済的負担の軽減を図っていく。今後も国、都の動向を注視しながら追加政策や見直しがある場合は、必要に応じて検討を行っていく。	保育課	■制度に基づき、各家庭の経済的負担の軽減を 図っていく。引き続き国、都の動向を注視しなが ら追加政策や見直しがある場合は、必要に応じて 検討を行っていく。	子育てのための施設等利用給付 事業費 ①新制度未移行幼稚園保育料:444,800,290円 ②認可外保育施設等:117,305,064円 ③預かり保育事業:13,573,050円 (合計)575,678,404円	А		■引き続き継続していく。
48	③ 認証保育所 など入所児童の 保護者への補助	■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に 寄与することを目的として認証保育所等に児童 を入所させている保護者に対し、補助金を交付 する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済 的負担の軽減を図るため補助を継続してい く。補助制度は必要に応じて見直しを行 う。	保育課	■引き続き認証保育所等を利用する保護者の負担 軽減を図るため、所得階層別に7千円~5万2千円 月の補助を行う。	/ ■対象人数 568名 ■年間交付額 142,403,185円	Α		■引き続き継続していく。
49	④ 私立幼稚園 園児の保護者へ の補助	■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。	■幼児教育無償化と合わせ、保護者の経済 的負担の軽減を図るため補助を継続してい く。補助制度は必要に応じて見直しを行 う。	保育課	■引き続き私立幼稚園を利用する保護者の負担軽減を図るため、保育料等に係る分として4,800円~11,000円/月、新規入園児の入園料に係る分として1万円の補助を行う。	<ul><li>■保護者補助金 年間延べ対象者:22714名、年間交付額:105,722,800円</li><li>□ 入園金補助金 対象者:688名、年間交付額:6,880,000円</li></ul>	А		■引続き保護者の経済的負担の軽減を図るため、 補助を継続する。

	方針4)健な	ウ針4)健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり									
No.	(1)遊びの	)場の充実									
	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み		
50	① 自然体験应	■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやディーをであるとするにある。 ・振興を図り、生きる力を育むことを育むことを育むことを育むことを育むことを育むことを育むことを育むこと	■文部科学省中央教育審議会は、平成25 (2013) 年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。  ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。	子育て課	■集会室1-3の学童育成室化、財政非常事態宣言による事業見直しを受け、自然体験広場の今後について検討を進める。 ■自主企画の縮小、キャンプファイヤーの中止等、事業縮小とともにあり方を考える。	■コロナ禍により、夏休み期間の広場開設および あきなかだの実施は中止。	D	■コロナ禍以外に、桑ハウスの補修完了や財政状況、スタッフ控室や広場利用者が体調を崩した際の対応として利用していた集会室1-3の学童育成室化等、従来のような形での広場開設が困難。	■例年自然体験広場において行っていた自主企画 (工作等のレクリエーションを青少年委員やジュ ニアリーダー、またそのOB、OGが提供する企 画)を年間を通して実施する。時期は不定で、1回 半日~1日で6回程度を予定している。		
51		夏休みの3日間)を開催している。 ■開催実績(H30年度) 開催:64回 参加人数:7,392人(延べ) ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	ちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと"子どもの時間"を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援してい	子育て課	■桑ハウス工事期間でも子どもたちの「居場所」となれるよう活動していく。 ■「子どもの放課後を考える」というテーマで語らう会を実施できないか検討 ■市は同法人に対して、引き続き補助金の交付を行い、活動を支援していく。 ■市内プレーパークの現状把握を行い、活動支援内容について検討する。	■NPO法人子どもへのまなざしが仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」(毎週金曜・第2、第3土曜)を開催している。 ■開催実績:61回 ■参加人数:延べ4,223人 ■市は同法人に補助金を交付し、活動を支援している。 ■上述の団体以外で市内で活動するプレーパークを訪問し、コロナ禍での活動等についての現状把握を行った。	В	■市内で活動するプレーパークの把握及び活動支援内容の検討	■NPO法人子どもへのまなざしに対して、引き続き補助金の交付を行い、活動を支援していく。 ■市内プレーパークの現状把握を行い、活動支援内容について検討する。		
52	③ 地域の遊び場(公園、児童遊園など)	■現在、市内各所に都市公園・緑地が約200か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが73か所。 ■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。	■樹木の剪定・伐採などにより死角をできるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行う。 ■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。 ■ユニバーサルデザインのまちづくりに相応しい、誰にとっても使いやすく、居心地の良い公園づくりを目指す。	緑と清流 課	バーサルデザイン対応および、親水スペースの整	<ul> <li>■新井公園整備工事は現在施工中。予定どおりに進んでいる。</li> <li>■新規公園協議(開発・区画整理)を行った令和2新規供用開始公園・緑地(参考) 北堀公園、川原畑北公園、川原畑緑地</li> </ul>	A	今後はユニバーサルデザイン対応だけでなく、インクルーシブ遊具の設置を進め、誰もが遊べるような公園づくりを進めていきたい。	・今年度工事完了の新井公園整備で、ユニバーサルデザイン対応および、親水スペースの整備を行う。 ・今年度工事開始予定の林間公園整備で、ユニバーサルデザイン対応を行う。 ・提供公園等の新設公園の場合には、事業者へ誰もが使いやすい、親しみやすい公園整備を行うよう指導を行う。		
53	④ 中高生の思 場所づくり(児 童館)	■中・高校生世代の居場所となるよう、中・高生世代が自己効力感や自己肯定感を醸成できるよう援助する。 ■児童館職員の専門性を生かした中・高生世代の居場所づくり。中・高生世代は、話し相手を求め、自分の居場所として児童館を利用することから、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。	■すべての児童館において、中・高生専用の利用時間(中・高生タイム等)や事業を実施するなど、中・高生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■引き続き中・高生世代を児童館のボラン	子育て課	■基幹型児童館を中心に、時間延長や制服来館等を検討し、中高生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■乳幼児と中高生世代のふれあい体験として「命の授業」を行うため、関係機関との調整を行う。 ■中高生世代を児童館のボランティアとして活用できるよう情報を発信していく	■『日野市の児童館 今後のあり方』をもとに、 基幹型児童館を中心に、時間延長や制服来館等を 検討し、学校との調整を図った。また、中高生世 代が利用しやすい環境について再度検討した。 ■命の授業(幼児と中高生の触れ合い)について は新型コロナウイルス対策から未実施。 ■中高生世代のボランティア発信は、新型コロナ ウイルス対策により児童館事業・利用人数の制限 等から、中高生世代のボランティア発信は未実 施。	Α		■基幹型児童館を中心に、時間延長や制服来館等を検討し、中高生世代が利用しやすい環境を進めていく。 ■乳幼児と中高生世代のふれあい体験として「命の授業」を多くの児童館が実施できるよう、すでに実施している館のノウハウを活かし、関係機関との調整を積極的に行う。 ■PTを発足し、中高生世代を児童館のボランティアとして活用できるよう情報を発信していく。		

	(2) 学びの:	場の充実						
No	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
5	① 未来に向ける ままで ままで ままで ままで ままで はまま は ままで ままま は まままま は まままま は ままままま は ままままま は まままままま	■未来に向けた学びと育ちの基本構想(第3次日野市学校教育基本構想)では、子供たち自らが育んでいってほしい力として「すべての"いのち"がよろこびあふれる未来をつくっていく力」を、基本構想の理念とし、・一律一斉の学びから自分に合った多様な学びと学び方へ・自分たちで考えを語り合いながら生み出す学び合いと活動へ・わくわくがひろがっていく環境のデザインへといったビジョンを持って教育活動を行う。	■「すべての"いのち"がよろこびあふれる未来をつくっていく力」を育んでいく環境を、学校、家庭、地域、子供たちみんなでつくっていく。	■「わくわくプロジェクト(未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクト)」を推進し、具現化に向けた活動を各校に広げる。 ■中学校区を核とした研究を進め、9年間の学びの連続性や継続性を意識した各中学校区ごとの特色ある実践を行う。 ■各学校の校内研究のあり方について、推進委員会委員と協議する。	■「わくわくプロジェクト(未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクト)」を推進し、具現化に向けた活動を各校に広げるために、各校の代表者が月一回集まり、未来に向けた学びと育ちの基本構想をもとにした授業実践を持ち寄った。 ■8月25日(火)には、軽井沢風越学園 校長・園長 岩瀬直樹先生をオンラインでお招きし、授業実践の報告と未来に向けた学びと育ちの基本構想との関連をお話ししていただいた。	Α		■「わくわくプロジェクト(未来に向けた学びと育ちの基本構想プロジェクト)」を推進し、具現化に向けた活動を各校に広げる。 ■幼稚園・小学校・中学校の12年間の連続性や継続性を意識した特色ある実践を行う。 ■教科の深い学びや個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する指導について検討する。
5.	② 保護者•地	■学びの基盤となる、自分はできるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関などの協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。	■小学校における農業体験、地域の方を招	■小学校縦割り班活動の継続 ■農業体験、工場見学等を全17校で実施。 ■中学校における部活動、学校行事等で異年齢とのかかわる機会、職場体験の継続する。	■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における地域学習など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図った。	A		■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における地域学習など、地域·関係機関との連携による体験学習の充実を図る。
5	③ がん教育の 推進	■日野市がん対策推進基本条例を制定し、市立 病院がある日野市ならではの環境を生かし「健 康と命の大切さを育む」ことを大切にしたがん 教育の充実を図る。	■日野市がん対策推進基本条例に基づき、 市立病院医師の出前授業などを継続して推 進し、併せて、教職員のがん教育に対する 意識の啓発を行い、がんに関する教育の一 層の充実を図る。	■小学生対象のがん教育の教材開発を進める。 ■市立病院医師等による出前授業を継続する。また、保護者への啓発を図る。	<ul><li>■市内小・中学校において、市立病院医師による 出前授業を実施した。</li><li>■教員が参加するがん教育に関する研修を実施した。</li></ul>	А		■希望する市内小・中学校において、市立病院医師による出前授業を実施する。 ■教員が参加するがん教育に関する研修を実施する。
5	, ④ I C T 活用 教育の推進	■   CTを活用して、見える学校づくりを進	■ I C T 活用などにより、自ら課題を発見し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイディアを生み出す力を育てる。	■小中学校の校内ネットワークを強化し、児童生徒1人1台端末整備に向けて、タブレットPC等の導入を進めていく。	■全小中学校、わかば教室のネットワークを強化済 ■タブレットPCを導入済(小2〜中3の児童生徒 1人1台)*小1は当面PC教室で対応	A	■PC教室のリース契約が段階的に終了するため、 小1の児童1人1台に向けたタブレットPCの追加 導入が必要	■主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、児童生徒1人1台端末の環境の活用を推進する。 ■授業等での活用推進のため、各学校の状況に応じて専門の支援員が支援を行う。(訪問、オンライン、ヘルプデスク等により)

5	3 ける子どもの への関心、興[	■図書館内では、乳幼児とその保護者が本をるのにとすい、読んだりないないとうの実施の実施のはないない。 「はいないないないないないではない。 「はいないないないないではないのではない。 「ないないないではなが、ではないではないではない。 「ないないではないではないではないではないではないではではない。 「ないないではないではないではないではないではないではないではないではないではない	■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。となり、一人の多様性を認め合いな場所とした。人の多様性を認め合いながらる、共に未来を創めたでなる。 ■図書館だけでなる。 ■図書館だけでなる事業を行って、場のでは基本でのでは、「くらとものでは多いででででででででででででででででででででででででででででででででででで	■新型コロナウイルスによる、図書館内でのおはなし会および子育で関連部署や学校へ出向いて行う子どもと読書に関わる事業の休止に伴い、感染防止対策を取った再開方法や新たな形態での各性代の子どもたちとその保護者へのアプローチを検討する。 ■図書館ホームページ上の児童向けコンテンツの充実。 ■乳幼児向けに本をセットにした「絵本パック」の提供拡大。 ■長期休業後の児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の更なる充実を図る。・小学校への「本の森」学級文庫セット配本を総続し、児童数の多い学校から順次増冊を行う。 ■中学生と作家の交流事業の実施。 ■商校生・大学生による日野ヤングスタッフの活動を支援する。 ■毎年開催している「子ども読書の日」関連で	■図書館内でのおはなし会は、感染防止対策を充分取って再開、家にこもりがちな保護者の気分転換の場ともなった。 ■子育て関連部署や学校へ出向いてのおはなし会は、感染防止対策を充分にとり、依頼のあった場所へ出向いてのおはないで、感染防止対策を充分にとり、依頼のあった場所とり、では、一夕ではで情報には、「紹介のではででは、一旦では、「紹子でのとは、「一旦では、「一回では、「一回では、「一回では、「」」、「」」、「」」、「」」、「「一旦では、「一旦では、「一旦では、「一旦では、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」」、「」」、「」、「	В	■情報発信 ■WEBを利用したイベント検討 ■おはなし会の広報 ■コロナ禍で来館を控えている保護者とその子どもや児童にどうサービスを提供するか。	■ひきつづき新型コロナウイルスによる、図書館内でのおはなし会および子育て関連部署や学校へ上対策を取り可能な形態で行う。各世代の子どもたちとるの保護者へ効果のページ上の児童向けコンテンツのさらなる充実。■乳幼児向けに本をセットにした「絵本パック」の提供拡大。■長期を後の児童・生徒の学習を支援する調べものに必要な資料の本の森」やられる名で、当時を表質がある。 ■対し、児童数の多い学校への「多い学校への「多い学校への「多い学校への「多い学校のの「多い学校のの「多い学校のの「多い学校のの「多い学校のの「多のでである」である。 ■高校生・大学生のよる「子ども読書の日」関連である。 ■商校生・大学生のよる「子ども読書の日」関連である。 ■高校生・大学生のよる「子ども読書の日」関連である。 ■高校生・大学生のよる「子ども読書の日」対象が表述を表が表述を表がままます。 ■対のといるのは、の言をといるのは、の言をといるのでは、の言をといるのでは、の言をといるのでは、の言をいるのでは、の言をいるのでは、の言をいるのでは、の言をいるのでは、の言をいるのでは、の言をいるの言をいるのでは、の言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいる。 ■対のといるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言をいるの言を
5	9 ⑥ 青少年事業	■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。	■青少年を対象とした事業として、日野市	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。また、保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。 【事業予定】 ・ひのっ子シェフコンテスト ・カーデザイン教室など(工作・造形) ・田んぼの学校 ・わくわく学習術など(様々なテーマに沿った講座の実施) ・将棋サロン ・明棋サロン ・将棋サロン ・将棋大会(村山杯) ・プログラミング講座	■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験学習できる場を提供し、健全な子どもの育成と地域力の向上を図った。 【実施事業】 ・ひのっ子シェフコンテスト 1回 ・カーデザイン教室(工作・造形) 1回 ・カーデザイン教室(工作・造形) 1回 ・田んぼの学校 23回 ・冬休み書初め講座 2回 ・将棋サロン 10回 ・津軽三味線にチャレンジ 1回 ・将棋大会(村山杯) 1回 ・一緒に踊ろう!日野ばやし体験講座 1回	В		■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供する。さらに、保護者へ子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。また、健全な子どもの際、新型コロナウイルス対策を講じる。  【事業予定】 ・ひのっデザイン教室など(工作・造形)・田んぼの学校・わくが学習術など(様々なテーマに沿った講座の実施)・将棋サロン・マンガ講座・将棋大会(村山杯)・プログラミング講座
6	つ ⑦「土曜のひだば」遊学講座	■地域住民の手により子どもたちに学びの場を 提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催 する講座。 ■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味 のあるものに対して一緒に学習し合い交流がで きる。	■地域の教育力の育成を図っていく。 ■市民が主催する講座として、支援を継続 ====================================	■引き続き、地域の人々の力により、子どもたちに学校では体験できないような学びの場を提供する講座を支援する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、講座 が全休講となった。	D	令和2年度が結果として全休講となったため、講座の継続性など、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける場合の講座開催方法等の検討が必要。 講師の高齢化	■引き続き、地域の人々の力により、子どもたちに学校では体験できないような学びの場を提供する講座を支援する。 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける場合の講座開催方法等を検討。
6	1 ⑧子どもの質習・生活支援	■貧困の連鎖を断ち切るため、生活困窮世帯や 生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつく り社会生活の訓練や学習支援等を実施。	■平成27年度から市内1か所で事業実施し、令和元年度は4か所で実施している。 セーフ 今後は課題を検証し、事業の担い手との調整、他の学習支援事業(放課後の学習支援 トコール 事業)との兼ね合いも考慮し、どのような 形態で増設していくかを検討していく。	■各事業所毎に担当のSSWを配置。SSWと定期 訪問を行い、利用者の実態把握に努めるともに各 事業所と学校との連携を強化する。	■令和2年度は計4力所で実施。 ・利用者数(令和2年度末現在) 4か所合計 73名【小36名、中25名、高12名】	В		■推薦機関や関係機関と協力して訪問を行い、利用者の実態把握に努めるともに各事業所と学校との連携を強化する。

		然を大切にする体験活動の充実						
No	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
62	①保育園における農業体験	■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物 を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自 然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。	■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を実施していく。 ■給食で日野産農産物を使用したり、収穫体験や、食材に触れる体験活動を実施していく。	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年2回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日野産農作物の利用を継続する。	■公立全園で年2回調理保育を実施。 ■園ごとに、ブルーベリー等の収穫体験を実施。 ■散歩中に畑の作物の様子を見学。 ■日野産農産物を給食で使用。		■新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の為、 密になる可能性のある活動においては、例年通り の活動が一部出来なかった。	■「食育年間計画表」に基づき作物を育て感謝し調理し友達と一緒に食べる楽しさを共有する。 ①年2回の調理保育を実施する。 ②収穫体験をする。 ③散歩時農作物の見学をする。 ④給食での日野産農作物の利用を継続する。 ※いずれの取組みにおいても、子どもたちにとって、実際に体験することがとても大切なので、コロナ禍でも出来る活動方法を確立し、十分配慮しながら実施する方向で調整していく。
63	②自然環境を	■毎年夏休みに1回、子ども向けの自然観察会として、カブトムシ等の採取、観察会を実施。併せて昆虫の生態等をクイズ等により楽しく学ぶ教室を実施する。 ■水辺の楽校 ■八王子市との連携により「子ども交流事業」を実施。夏休みに浅川上流にて水中植物の採取、観察会、学習会を実施。	を中心とした内容とし、子どもたちが自然	■自然観察会においては、当初は年10回の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月、5月、7月の自然観察会は中止となりました。(7月が昆虫の観察会)今後は、6月、9月、10月、11月、12月、2月、3月に自然観察会を実施予定。 ■水辺の学校においては、田植え、浅川での水遊び、稲刈り等多彩なプログラムを計画しているが、新型コロナウィルス感染拡大防止のため一部縮小して実施。 ■八王子市との連携事業「子ども交流事業」については新型コロナウィルス感染拡大防止のため事業中止となりました。	■6月、10月、11月、12月、3月に自然観察会を実施(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の		■新型コロナウイルスの感染拡大を予防しながら、 実施することは可能か若しくは代替措置がとれる か等の検討 (緊急事態宣言などの特別措置が発令されている 期間を除く)	■自然観察会においては、当初は年10回の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、5月の自然観察会は中止。(7月が昆虫の観察会) 今後は、6月、7月、9月、10月、11月、12月、2月、3月に自然観察会を実施予定。 ■水辺の楽校における田んぼ学習並びにイベント等については、情勢を注視しながら実施の有無をその都度検討する。実施する場合は水辺環境に対して、体験学習を通じて興味関心を抱いてもらうよう取り組む ■子どもの交流事業は中止
64	③ 幼稚園・小中学校での農業 体験	■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農 園の取り組みがある。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。 学校課	■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通して、児童・生徒による農業体験を実施する。。	■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、充実を図った。	Α		■学童農園や地域農家の協力による体験農園を通 して、児童・生徒による農業体験を実施する。
65	④ ひのっ子エ コアクション	■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P(Plan=計画)、D(Do=実行)、C(Check=点検)、A(Action=見直し)のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取り組み。	■児童生徒及び教職員等が学校生活(教育活動及び職務遂行)において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取り組みにしていく。	■授業へ活用できるような取組を教師に紹介し活用してもらうため、研修や情報交換を継続して行っていく。 ■環境教育は継続性が必要であるため、各学校で行っている取組も、継続して行っていく。 ■子供に「気付かせる」取り組みを探る。	<ul><li>■運営委員会および担当連絡会の開催なし。 (学校休業による新学期の遅れ、緊急事態宣言等による)</li><li>■各校の取り組みの実態を把握できなかった。</li><li>■毎月の光熱費のチェック表は継続できている。</li></ul>		■導入から15年経過しており、現在の取組が形骸化している。	■児童生徒・教職員が、学校が積極的に関わっていけるような取組を実施するため、研修や情報交換を継続して行っていく。 ■「環境教育」に縛られず、循環型社会にあったSDGs、タブレットパソコンを活用したペーパレス、働き方改革など、無理なく楽しみながら取り組める内容・目標にする。

	(4) スポーソ	ツ活動の充実 						
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
66	① 子どもの体 力向上のための 様々な環境づく り	■スポーツ推進計画を実施する。 ■「する」「観る」「支える」というそれぞれの視点でスポーツに取り組むことを目指し、それぞれの施策を展開する。	ウナフ	■スポーツ市民意識調査(市民・小中学生・事業所向け)の実施及び現計画の令和2年度の評価検証の実施。(新型コロナウイルスの感染拡大防止やオリンピック・パラリンピック開催延期を踏まえ、第2次計画の期間は延長。) ■新南平体育館解体及び建設。 ■多世代へ向けたスポーツ・レクリエーションフェスティバルとスポーツ推進委員によるスポーツ事業の実施。 ■子ども達の競技力向上と競技人口の拡大を図り、日野市体育協会加盟団体による日野スポーツスクールを実施。	■スポーツ市民意識調査(小中学生・事業所向け)及び現計画の令和2年度の評価検証を実施。 ■新南平体育館は8月に解体工事が完了し、建設工事に着手した。 ■新型コロナウイルス感染症対策の一環でスポーツ・レクリエーションフェスティバルを中止。スポーツ推進委員事業に関しては、感染リスクの比較的低いウォーキングなどの屋外イベントを実施。 ■実施会場の運営状況に合わせ、感染予防を徹底したうえで、日野市スポーツスクールを実施。	D	■コロナ禍における、事業の中止や施設の休止などにより予定通りにはいかなかった。	■新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた ニューノーマルな仕様で、新たな事業の展開や施 設運営を行っていく。
67	② 校庭の芝生 化	■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、生命を尊び自然を大切にする心の養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校:東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校(左記3校は東京都補助事業)豊田小学校はか3校(敷地の一部を整備。)	■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ (スポーツ) 児童・生徒が増加し、体力・ 運動能力の向上、けがの減少及び精神面の 安定などにつながり、また、芝生の維持管 理を地域と連携することで、地域コミュニ ティの形成にも資することが期待されるた	■整備校においては、地域との連携による芝生の維持管理を継続して実施(サポート)し、子どもたちに良好な芝生を提供する。また、校庭芝生化の未整備の学校には情報提供を行い、東京都の補助事業を活用し、地域と密接な連携の上で芝生の維持管理可能な学校に対して、校庭芝生化に向けた検討を行う。	■実施3校に対しては、学校・地域が維持管理活動を行うために必要なサポートを行った。 東京都芝生化事業の廃止が決定したことから、全ての学校に対し、当該情報提供を行なった。	l B	■東京都の補助事業が廃止となることから、新たな整備については財政的な課題により、事業実施に困難が予想される。	■整備済み3校については、芝生維持管理活動のサポートを、継続し行っていく。
	基本目標 Ⅱ t	L 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の						
	方針1)周産期	朝における医療・保健・福祉の支援体制づ	<り					
No.	(1)安心し <sup>-</sup>	て出産し、育児ができる支援						
	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
68	① 妊婦訪問指 導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦把握数:1,394人 支援プラン作成数:162件 支援妊婦162件中、地区担保健師による個別の支援を要した妊婦は32件であった	A		■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。
69	② 妊婦健康診查	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票(14回分)及び子宮頸がん検診受診票、妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	は 国母体や胎児の健康確保を図るため、妊婦 健康診査を継続実施していく。 健康課	■妊婦健康診査を継続実施しすることにより、妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡の低下、流早産の防止並びに心身障害児の発生の予防を目指す。	■妊婦健康診査受診者数(人) 1回目:1,215、2回目:1,187 3回目:1,165、4回目:1,164 5回目:1,183、6回目:1,180 7回目:1,141、8回目:1,099 9回目:1,019、10回目:990 11回目:925、12回目:756 13回目:503、14回目:265 超音波検査:1,154 子宮頸がん:1,102 ■妊婦健康診査助成金申請件数 217件	А		■妊婦健康診査を継続実施しすることにより、妊婦の健康管理に努め、妊産婦及び乳児死亡の低下、流早産の防止並びに心身障害児の発生の予防を目指す。

70	③ 乳児家庭全 戸訪問(赤ちゃん訪問)	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■健康状態の確認及び異常の早期発見とともに、産後のメンタルヘルスに重点を置き 育児上の不安を軽減し、子どもが健やかに 育つことを目的とし、早期支援を継続実施 していく。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■赤ちゃん訪問 訪問受理者数:1,216人 訪問実施者数:1,133人中、生後28日以内の訪 問実施者数:189人(15.5%)	В	■新型コロナウイルスの感染拡大の為、健診の時期が延期になった影響で、感染防止に留意し実施 していく	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。
71	<ul><li>④ 妊 産 婦 サポート事業</li></ul>	■税状守の文族が支げられない圧削圧後の紅圧	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産前産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。	■健康課や関係各課に協力を求め、事業PRチラシを設置するなど、事業の周知を徹底する。 ■多胎児支援の強化や、より利用しやすい事業を目指し、事業の組み立てを検討する。	■育児家事訪問支援員(妊産婦サポート) 延べ訪問日数320日 延べ訪問時間695時間	Α	■令和3年4月より開始した日野市多胎児家庭サポーター助成事業との併用利用ができないため、市民に対して利用方法等について周知を徹底する。	■令和3年4月より組織改正で子ども家庭支援センターになった母子保健係や関係各課に協力を求め、事業PRチラシを設置するなど、事業の周知を徹底する。 ■多胎児支援家庭サポーター助成事業との併用利用にならないよう、市民への周知を徹底する。
72	⑤ 乳幼児健康診査	■上記3000健診対象省に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、 子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展	■未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。 ■未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未把握児については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシロステムと連動させることにより更なる受診	引き続き、3~4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。 引き続き、上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開。 引き続き、上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。	■健診受診率 乳健94.39%、1.6健95.7%、3健95.7% ■未受診把握率(未受診の理由を把握したもの) 乳健100%、1.6健100%、3健100% ■子ども家庭支援センターとの連携数 (未受診の理由を把握するために連携したもの) 9件	Α	令和2年度については、年度当初、健診を延期する等の対応を行ったが、例年と比較し、大幅に受診率も低下することなく、受診していただくことができた。	引き続き、3~4か月児健診、1歳6か月児健診、 3歳児健診を、新型コロナウイルス感染症感染防止 に配慮しながら、集団健診で実施。 引き続き、上記3つの健診対象者に対して、未受診 の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個 別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育 て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開。 引き続き、上記の未受診フォローを実施しても未受 診であった場合には全件数について子ども家庭支援 センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動さ せている。
73	⑥ 経過観察健 康診査	■一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。 ①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。		■一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施する。 ①定期的な健診を通し、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。 ②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。	■経過観察健診 奇数月、年間6回実施 予約者数:19人 受診者数:12人(初診者数12人、再診者数0人) 受診者率:63.2% 有所見者:1名(8.33%)	В	健診時に定頸確認、体重増加不良などで経過観察 健診の対象となったが、経過観察健診前にかかり つけ医で診察してもらったもらっているとのキャ ンセルが多かった。 市民のかかりつけ医での受診が定着しているた め、令和2年度をもって経過観察健診は終了とな る。	市民のかかりつけ医での受診が定着しているため、令和2年度をもって経過観察健診は終了となる。
74	⑦ 保育園での 妊婦受け入れ	■初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を 提供し、子育てへの期待・希望が持てるように するため、O歳児を受け入れている保育園で、初 妊婦の保育体験受け入れを行っている。 ■O歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見 学する等に加え、子育て相談に応じている。	■保育園の特性を活かして、気軽に子育て	■引き続き、4園で実施する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施せ ず。	D	新型コロナウイルス感染症の収束状況により受入 れを行う。	■引き続き、4園で実施する。
75	充実	■地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。  健康課	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への 訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。	■医療機関との連携の数:90件	В	引き続き取り組んでいく	■周産期ネットワークとして、医療機関等との連 携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への 訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。

76	<ul><li> 親の子育て 力向上支援講座</li></ul>	■参加型の講習会(ACT、ベビーマッサージ)等を実施し、子どもを持つ親自身の"子育て力"の向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関すること、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関わる総合的な力を養うための事業。	ての自信や、子育てへの自信、子どもとの 子ども家 良好な関係の構築、また地域とのつながり 庭支援セ による社会からの孤立化の防止等を図って ンター	■申込方法の簡便化、ネットワーク化し、より簡単、確実に申込めるようにする	■ACTすこやか子育て講座 ①本講座:6回開催、延べ50名参加(会員9名) ②思春期講座:2回開催、延べ12名参加(会員6名) ③フォローアップ講座:6回開催、延べ69名参加 ■ベビーマッサージ ①万願寺:4回開催(19名参加) ②多摩平:3回開催(18名参加)	В	■コロナ禍への対応 参加者同士の交流が必要な講座(ワークショップ)の開催に際しては、感染症対策の徹底が必須 であり、集団感染等のリスクを常に念頭に置き、 オンライン開催等も含めた実施を検討しなければ ならない。	■これまで委託事業で行ってきた「ACTすこやか 子育て講座」を一新し、子ども家庭支援センター の心理専門相談員を講師とする講座を「幼児期」 と「児童期」の2クールに分けて実施する。
	(2)出産前7	から育児を学ぶ機会の充実						
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
77	① ママパパク ラス (両親学 級)	■安心して妊娠、出産を迎えられるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■保健コース、栄養コース、沐浴コース、医師講話コースを実施。 ■沐浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。	■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽 しく育児ができるよう継続していく。 健康課	とパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室 を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点 に置いた内容。	参加者数 ■保健コース(10 妊婦:69名 夫等:20名 ■医師講話コース(3回) 妊婦:25名 夫等:5名 ■沐浴コース(9回) 妊婦:196名 夫等:185名 ■栄養コース(4回) 妊婦:8名 夫等:1名 ■休日栄養コース(6回) 妊婦:29名 夫等:22名	В	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、開催方法の 変更をしたが、参加者の減少が見られる。 新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、再開を 検討していく必要がある。	■安心して妊娠、出産を迎えられるようにママと パパを対象に、妊娠・出産・育児についての教室 を開催する。 ■新型コロナウイルス感染状況を考慮しながら、 開催方法を検討する。
78	② 妊産婦とその家族への食育推進	■ママパパクラス(両親学級)の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊産婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。	■食生活や健康に対する意識の高い妊産婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継	家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づく	■チャットによる質疑応答など、双方向の講座を行った。 ■栄養コース(4回) 妊婦:8名 夫等:1名 ■休日栄養コース(6回) 妊婦:29名 夫等:22名	А	<ul><li>■平日コースのニーズが少ない。</li><li>■講座に参加できない人に対するフォローが必要。</li></ul>	■オンライン開催は継続、休日栄養コースのみの開催とする。 ■妊産婦向けの動画を作成することで、講座に参加できない人にもよりよい食生活が送れるように働きかける。
79	③ 母子健康手 帳の交付	■妊娠の周山を合わた力に、母子健康子帳を父   付する   同時に   妊婦面接を行い   妊娠期から	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を 行う。心身の状況や家庭の状況を把握し、 各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から 継続していく。	■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。 心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニー ズに応じた支援を妊娠期から継続していく。	- ■妊娠届出数1,284件	А		■全ての妊婦を対象として専門職が面接を行う。 心身の状況や家庭の状況を把握し、各家庭のニー ズに応じた支援を妊娠期から継続していく。
80	④ 子育て情報 発信の充実	「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で 発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支 援者等の情報収集・サービス利用に役立てても	得ハンドブック」等による紙媒体の情報提  供に加え、従来の「子育て情報サイト」を 子ども家 リニューアルし、スマートフォン等の電子 庭支援セ  媒体から情報を収集する保護者ニーズに合 ンター	■引き続き子育で情報冊子の発行を行うとともに、子育で情報発信を充実させる。 ■子育で情報サイトのリニューアルに向け、庁内の検討委員会で準備を進めていく。 ■広報に「ぽけっとなび」の周知を行うため定期的にPR記事を掲載。	■「知っ得ハンドブック」 令和2年度発行部数6,000部 ■「地域活動子どもカレンダー」 令和2年度発行部数15,000部 ■子育て情報サイト「ぽけっとなび」 (27年5月1日開設) ①閲覧件数 R2年3月末:83,914PV(ページビュー) ②利用者増に向けた取り組み:広報ひのへのPR記事の掲載 ③庁内の検討委員会によりリニューアルに向けた仕様等の打合せや業者選定を進め、令和3年4月リニューアル。 ④武蔵野美術大学の学生に協力いただき、デザインを一新(令和3年5月に感謝状を贈呈)。 ■「ninaruMAGAZINE日野市特別版」(新規)(株)エバーセンスとの協働事業。日野市子育てひろば、一時保育を特集した冊子を製作。発行部数:10,000部。	A	子ども家庭支援センターがメインで情報発信を	■昨年度のコロナ禍での、子育て世代の孤立化を 防ぐ意味での、情報発信の需要の大きさを再認 識。引き続き子育て情報冊子の発行を行うととも に、ぽけっとなびを活用し、子育て情報発信を充 実させる。 ■リニューアル後の市の子育て関連情報の幅広い 発信を目指し、庁内での活用を促進する。 ■広報に「ぽけっとなび」の周知を行うため定期 的にPR記事を掲載。 ■引き続き(株)エバーセンスとの協働事業を展開。

		な背景や課題を抱えた家庭への支援						
No	事業名	待への取り組み 内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
8	① 児童虐待への対応	児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。	9ることをはしめ、児童虐待の予防・早期 発見のため、様々な事業の実施や支援を行 う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより休制を強化し、児童相談所や警	■急増する児童虐待等に対し、関係機関から情報を提供してもらえるよう、関係機関に協力を呼びかける。 ■関係機関と連携した支援を迅速に行う。 ■逆送致の対応として児童相談所、八王子市、町田市と綿密な打ち合わせを実施し、遅滞なく対応する。	<ul> <li>■相談受理件数 1,087件(内、虐待受理件数378件)</li> <li>■子ども家庭支援ワーカー相談件数 35,199件</li> <li>■個別ケース会議 70件</li> </ul>	А	■増加する児童虐待に伴い、ケースワーカーの夜間や土曜日の対応が増加している。コロナ禍において面談を拒否されるケースや関係機関との会議等が実施できない状況が見られる。	■急増する児童虐待等に対し、関係機関から情報を提供してもらえるよう、関係機関に協力を呼びかける。 ■関係機関と連携した支援を迅速に行う。 ■困難ケースや重篤な虐待事案については、八王子児童相談所と連携を密にして対応する。
82	② 児童虐待防 止の啓発		■オレンジリボンキャンペーン、パネル展 子ども家 示、講演会等の様々な啓発活動の実施によ 庭支援セ	キーア宇施する	■オレンジリボンキャンペーン窓口業務にあたる市の職員等がオレンジリボンを付ける啓発活動を実施。 ■児童虐待防止啓発パネル展示令和2年11月2日(月)~30日(月)市役所1階令和2年11月2日(月)~30日(月)七生支所 ■児童虐待防止啓発動画の作成 ■庁用車に虐待防止啓発マグネットシートを装着令和2年11月1日(日)~30日(月)		■新型コロナの影響で虐待防止啓発講演会が実施 できなかった。	■11月の虐待防止月間の取組は新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、市民への啓発を工夫して実施する。 ■引き続き庁内関係各課に対して、庁用車の虐待防止啓発マグネットシートの着用、オレンジリボン着用についてを依頼する。
83	③ 日野市子ど も家庭支援ネットワーク連絡協 議会 (要保護児童対 策地域協議会)	■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るための運営協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーや会議の目的にそって複数の会議	■ は の	が、関係機関の情報共有とそれに基づく迅速かつ 適切な支援ということになる。複雑かつ深刻に なっている一つ一つのケースについて、関係機関	■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会代表者会議書類開催 ■子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会地域別会議 (第1回)個別訪問による要支援家庭の情報交換(第2回)令和3年1月~2月 各中学校区毎に開催	В	■新型コロナの影響で代表者会議は書類開催となった。 ■新型コロナの影響で第一回の地域別会議は所属への個別訪問となった。	■新型コロナの感染防止対策を徹底して各会議を 実施する。
84	④ 健康課との 連携強化	■四半期に一度、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービス	迅速な対応を行う。   子ども家     子ども家	■引き続き健診未受診者等への対応など、現在問題になっていることについて具体的な解決策を探るため健康課との連携をより強化し、虐待の早期発見、防止を図る。	■年4回、連携強化会議を実施し、両課共有ケースについて進行管理や情報交換を行った。		■令和3年4月より組織改正で母子保健係が子ども家庭支援センターになったが場所的には離れいるため、連携方法等に工夫が必要。	■組織改正により令和3年4月から同一組織になったため、事例検討会や受理・支援方針会議へ双方出席するなどより密に連携していく。
85	⑤ 虐待防止マ ニュアルの活用	■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、 平成23年度発行のハンドブックの活用について は、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけ ている。	■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。 ■子ども家庭支援センターと児童相談所との共有ガイドラインの改正に伴い、マニュアルの更新や活用について検討する。	■児童福祉法改正に伴い、東京都が「東京ルール」の改正を進めている。改正された「東京ルール」に基づきマニュアルの内容を精査する。	■虐待ハンドブックの活用について、ネットワーク会議などで呼びかけていった。	В	■作成から10年以上経過しているため、更新が必	■今年度新たに虐待ハンドブックを作成し、関係 機関に周知する。

86	発活動	を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。	引き続き養育家庭普及活動月間の取り組 ンター	7 19、云吻に中氏で未めての良月多姓仲駅尤及云は7 中央サネ 本兄が問係機問に制度を用がし、美奈	■令和2年10月22日(木) 市役所505会議室「養育家庭体験発表会」 里親関連のパネル展示、里子の作品、ショート ムービーの上映、養育体験の相談ブースの設置	Α	■新型コロナの影響で講演会が実施できなかった。	■新型コロナの感染状況を踏まえ、開催方法等を 工夫して実施する。
		 親家庭への相談機能・情報提供の充実						
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当記	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
87	一白立支援員の相	■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 ■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。	■ひとり親家庭の実状に合った極め細やか セース な支援を行うため、母子・父子自立支援員 ティネ	レ  策に反映する。 -  ■アンケート回答の際、相談希望者はヤーフティ	■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童扶養手当の現況届の案内にひとり親相談窓口やセミナーについてのチラシを同封した。 ■児童扶養手当の現況届提出のため来所したひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施。その際、相談希望者は窓口に誘導した。児童扶養手当現況届発送数=1,163人現況届提出数=1,098人規況届提出数=1,098人相談に繋がった数=14人■8月の児童扶養手当現況届に合わせ開設する土曜日及び、夜間の臨時相談窓口開設。併せて今年度から火曜日の夜間の相談も開設し、働いているひとり親の相談の機会を確保した。	В	■ひとり親の抱える問題に多様な形で対応するため、SNSによる相談支援など、IT機器を活用した相談体制の構築の検討が必要。	■子育て課より送付する、児童育成手当及び児童 扶養手当の現況届の案内にひとり親相談窓口やセミナーについてのチラシを同封する。 ■児童扶養手当の現況届提出のため来所したひとり親世帯に対し、世帯の状況や困りごとの有無などを把握するためのアンケートを実施し内容を施策に反映する。 ■アンケート回答の際、相談希望者はセーフティネットコールセンターの窓口に案内してもらう。 ■8月の児童扶養手当現況届に合わせ土曜日の臨時相談窓口を開設。今年度も隔週で火曜日の夜間は19時まで窓口を開設し、夜の相談の需要を検証する。
88	充実	■「ひとり親家庭のしおり」を作成し、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。	を図る。また広報やホームページを活用  ティネ  し、常に新しい情報の提供ができるよう、  トコー	■「ひとり親家庭のしおり」を関係機関に配布し、必要な世帯が必要な資源につなげられるよう配慮する。 ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び 関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な 世帯に提供する。	  ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び	В	■「ひとり親家庭のしおり」で紹介している各種制度について、5年に1度の改正を目途にしているため、最新の制度内容をタイムリーに反映できていない。	■引続き「ひとり親家庭のしおり」を関係機関に配布し、必要な世帯が必要な資源につなげられるよう配慮する。 ■広報やホームページを活用し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、最新の情報を必要な世帯に提供する。
89	③ ひとり親支援セミナー	■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、 生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家 によるセミナーを開催する。	■年2~3回、単発又は連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。	ッ しゅう。 ■セミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知ら サルロサオスなどして、国知を図る	内容:アフターコロナを生き抜くために	В	■「ひとり親」というタイトルで、参加を躊躇する方がいる。	■年2回、タイムリーな課題を題材として取り上げたセミナーを開催し、ひとり親に有益な情報提供の場とする。 ■セミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。 ■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。
90	④ 母子・父子 自立支援プログ ラム策定事業	一個歌を受け、てれてれの状況やニース寺に心し	■母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やトコーハローワークとも連携を密にし、継続的な	」なけていて。     ■引結キ ハロニロニカと家に油堆    計学に上	■最終的にプログラム策定に至らないまでも、就 労支援員がハローワークと連携し、就労による自 立につながるよう、継続的な支援をおこなった。 ■対象者=25名 ■就職内定者=14名	В	■HW巡回相談、就労支援ナビゲーターの利用より、プログラムによる支援につながなくとも一定の効果を得ているため、プログラム策定の是非の検証が必要。	■プログラムの適用を拒否する相談者についても、 適用のメリット等を分かりやすく伝えるなど、丁寧 に説明を行い、プログラムによる支援につなげてい く。 ■引続き、ハローワークと密に連携し、就労による 自立につながるよう、継続的な支援をおこなう。 ■新規に創設された「ひとり親家庭住宅支援資金貸 付事業」については、プログラム策定が貸付条件と なるため、対象者へプログラム策定への理解を則 す。

N	(3)ひとり親家庭の自立に向けた支援							
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
91	① 母子生活支援施設入所支援	┃■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の	ると思われる世帯を1日でも早く支援につ なげるため、母子・父子自立支援員の相談 支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と 連携を密にしながら支援を行う。 ■入所後は自立支援計画を立て、施設だけ	■母子の生活や子の養育等に不安のあり、施設への入所が必要な世帯へ健康課・子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行い、個々の状況に応じ、安心して入所を向かえられるよう支援を行う。 ■現在入所中の世帯には、関係機関と連携し、地域での自立に向け包括的な支援を行う。	■健康課、子ども家庭支援センターほか、子育て関連部署と連携し、母子の生活や子の養育等に不安のある母子世帯へアプローチし、個々の状況に応じて、連携して見学同行を行うなど、入所に向けた支援をおこなった。 ■令和2年度4月1日時点の入所世帯数=3世帯 ■令和2年度中に新たに入所した世帯=2世帯 ■令和2年度中に退所した世帯=0世帯	В	■施設入所の必要性を認め、入所を勧めても、若年の母子は施設を嫌う傾向にあり、拒否されたケースがあった。	■引続き、母子の生活や子の養育等に不安があり、施設への入所が必要な世帯へ健康課・子ども家庭支援センターほか、関係機関と連携し、入所に向けたアプローチを行い、個々の状況に応じて、安心して入所を向かえられるよう支援を行う。 ■現在入所中の世帯には、関係機関と連携し、地域での自立に向け包括的な支援を行う。
92	② 母子家庭等自立支援給付金(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)	■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の案内】上記高等職業訓練促進給付金を受給する方に対し、東京都社会福祉協議会が実施する「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の案内をおこなう。	■就労相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、相談時には必ず制度の説明を行う。	■相談時に自立支援給付金制度の利用について周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、相談時には必ず制度の説明を行う。	<ul> <li>■広報及び、教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の制度をわかりやすく説明したチラシを作成し、相談や問い合わせの際に配布した。</li> <li>■教育訓練給付金支給=2名</li> <li>■高等職業訓練促進給付金支給=6名 ※取得を目指す資格の主なもの ・看護師・准看護師・言語聴覚士など</li> <li>■修了支援給付金支給=2名 ※卒業後の進路 ・言語聴覚士資格取得後、病院へ就職等</li> </ul>	В	■給付金とひとり親の手当のみでは、世帯の生活が立ち行かない場合もあり、生活資金の貸付を受ける世帯があった。	■相談時に自立支援給付金制度の利用について周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 ■社協で実施している、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」及び、新規に創設された「ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業」は、一定の条件をクリアすれば、貸付金の償還が免除されるため、活用が見込める方には給付金の案内とセットで制度の説明を行う。
93	③ 求職活動中 の一時保育料の 免除	│ 母子・父子自立支援員が証明書を発行し、求職 │ 活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免	■ひとり親支援を所管しているセーフティ ネットコールセンターと、一時保育を所管 している子ども家庭支援センターとの連携	■従来通り、セーフティネットコールセンターと 連携し対応していく。	■求職活動中の一時保育利用者 1名、2時間利用	В	■利用者減 新型コロナウイルス感染症の影響が大きいもの の、あまり多くの利用者がいないため、今後も セーフティとの連携を密にしながら必要な支援が 行き届くように、周知などに取り組む。	■従来通り、セーフティネットコールセンターと 連携し対応していく。
	Эдри	除する。		■就労相談の際、一時保育利用対象となり得るひとり親世帯への周知を徹底する。	■離婚・就労相談の際、一時保育利用対象となり 得るひとり親世帯へ制度の情報提供を行った。 ・一時保育利用者=1名	В	■1日4時間以内という時間が適正であるか、検証が必要。	■引続き、就労・離婚相談の際、一時保育利用対象となり得るひとり親世帯への周知を徹底する。
94	④ 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付	■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。	■広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口を開設(8月の土曜日)する。	■広報・ホームページ及び、学校の担当教員の会合等を活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口を開設(8月土曜日及び水曜日の夜間19時まで)する。	■広報・ホームページを活用し制度の周知を図った。 ■児童扶養手当現況届受付期間の土曜日及び、火曜 夜に臨時相談窓口を開設し、貸付等の相談に対応し た。 ■市内中学校の進路指導担当主任の会議の場に出向 き、貸付についての情報提供をおこなった。	В	■ひとり親家庭の父及び母は、就労のため平日の 開庁時間内に手続きのため来所することが困難な 方が多い。	■広報・ホームページ及び、学校の担当教員の会合等を活用し制度の周知を図る。 ■臨時の相談窓口を開設(8月土曜日及び火曜日の隔週夜間19時まで)し、就労されている世帯にも相談機会を確保していく。
95	⑤ 離婚直後等のひとり親への住宅支援	■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。(2年以内)		■離婚についての相談者に、支援概要の説明を行う。 ■入居後は、2年後の退去時に世帯が自立した生活が送れるよう、月1回を目安に訪問、面談等を実施し、状況の把握及び必要な助言を実施する。 ■庁内外の関係機関と情報共有を図り、連携して支援を行う。	■離婚についての相談者で、制度に該当しそうな 方には、支援概要の説明を行い、最終的に1世帯の 利用があった。 ■令和2年度当初利用世帯数=0世帯 ■令和2年度末現在利用世帯数=1世帯	В	■活用できる市営住宅が南平地域に限られている ため、学区を変更したくない世帯は利用を躊躇し てしまう。	■離婚相談の際に必要と思われる方全でに、制度概要の説明を行う。 ■入居後は、2年後の退去時に世帯が自立した生活が送れるよう、月1回を目安に訪問、面談等を実施し、状況の把握及び必要な助言を実施する。 ■庁内外の関係機関と情報共有を図り、連携して入所世帯の自立支援を行う。

96 ⑤ 児童	重育成手	■児童1人につき、支給月額は育成手当13,500	■東京都児童育成手当に関する条例に基づ く東京都の制度であり、都の動向を注視し つつ、より一層適正な支給に努める。	子育て課	医療費助成等)や他課(市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、申請漏れがないよう努める。	■子育て課内の他制度(児童扶養手当、ひとり親 医療費助成等)や他課(市民窓口課、セーフティ ネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、 申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善 に努める。	Α		■子育て課内の他制度(児童扶養手当、ひとり親医療費助成等)や他課(市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、申請漏れがないよう努めた。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。
97 ⑦ 児童	重扶養手	■ひとり親家庭、それに準ずる家庭で、18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(一定の障害児は20歳未満)を養育している父又は母又は養育者に児童扶養手当を支給。 ■所得に応じて支給額を決める。子ども1人の場合、42,910円~10,120円。子ども2人目10,140円~5,070円、3人目以降1人につき6,080円~3,040円の加算。 ■支給時期は1月、3月、5月、7月、9月、11月の奇数月に前2か月分を支給。※令和2年3月現在	■児童扶養手当法による国の制度であり、 法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。 ■困難な状況にある場合が多いひとり親等	子育て課	費助成等)や他課(市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、申請漏れがないよう努める。	■子育て課内の他制度(育成手当、ひとり親医療費助成等)や他課(市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。	Α		■子育て課内の他制度(育成手当、ひとり親医療費助成等)や他課(市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。
8 ひと 庭医療費 度	こり親家 費助成制	■18歳に達した日の属する年度の末日(障害のある場合は20歳未満)の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金(の一部)を助成。※令和2年3月現在	等に基づく東京都の制度であり、市でも条	」 月 し い	■子育て課内の他制度(児童扶養手当や育成手当等)や他課(市民窓口課、セーフティネットコールセンター、障害福祉課)と連携し、申請漏れがないよう努める。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。	<ul><li>■児童扶養手当等のひとり親支援制度や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努めた。</li><li>■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。</li></ul>	А		■児童扶養手当等のひとり親支援制度や他課(市民窓口課等)との連携により申請漏れのないように努めた。 ■令和3年の3市共同システム開始に向け業務改善に努める。
9 ひと 99 庭ホー/ サービス	こり親家 ムヘルプ ス	■日常生活に著しく支障をきたしているひとり 親家庭に、申請に基づき原則月12回以内、軽微 な自己負担でホームヘルパーを派遣する。 ■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機 会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の 向上、生活の安定と自立を図る。 ※令和2年3月現在	市も要綱を制定し事業を実施。 ■支援が必要なひとり親世帯にサービスを 提供できるよう事業内容の周知を図り、へ	子育て課	■利用希望者がサービスを必要とする状況をしっかりと把握し、サービス提供に努める。 ■実績報告の内容を考慮し、事業者と利用者の相互理解につながるよう努める。	■利用希望者がサービスを必要とする状況をしっかりと把握し、サービス提供に努める。 ■実績報告の内容を考慮し、事業者と利用者の相互理解につながるよう努める。	А		■利用希望者がサービスを必要とする状況をしっかりと把握し、サービス提供に努める。 ■実績報告の内容を考慮し、事業者と利用者の相互理解につながるよう努める。
(4)	不登校	・ひきこもりの子への支援							
No. 事業	業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
100  きこもり	፟፟፟を校やひ りの子の づくり	■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。 ■その他、市内の居場所となる施設を周知する。	■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。	子育て課	信する方法を検討し、多方面での理解に努める。また、これまでの事例を参考に、他の児童館においても学校や日野市発達・教育支援センター「エール」とさらに連携を図る。 ■様々な会議等の機会を通じて、児童館を利用している不登校の子について関係機関と情報共有を図る。 ■児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、	SW)との連携により、児童館を不登校やひきこもりの子の居場所として活用していた経過を踏まえ、育成会等での情報の発信を行った。 ■様々な会議等の機会を通じて、児童館を利用している不登校の子について関係機関と情報共有を行った。 ■児童が職員とのつながりを保ち継続して児童館を利用できるよう、職員は児童に常に声をかけ、	Α		■引き続き、児童館が持つ機能をより効果的に発信する方法を検討し、多方面での理解に努める。また、これまでの事例を参考に、他の児童館においても学校や日野市発達・教育支援センター「エール」とさらに連携を図る。

<ul> <li>(4) スクール</li></ul>	こよる定期的な巡 保育者に対し行 サー)の巡回相談として、保育園、幼科の個別相談も実 園、学童クラブ、小中学校としての一貫し	 کا	■市立保育園10園、民間保育園31園、認証保育 所9か所を対象に年3回巡回し、発達について保育	■市立保育園10園、民間保育園31園、認証保育			■市立保育園10園、民間保育園31園、認証保育 所9か所を対象に年3回巡回し、発達について保育
方針3)心と体の健やかな成長を支える環		担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
4 スクール	境づくり						
■東京都のスクールソーシャル	、不登校やいじ 徒の教育・生活環境の改善を図るもので、 提全育成上課題 現在社会的ニーズが高まっている。 ■平成26年度からSSWの配置を開始した が、学校からの需要が高い、このため、場	置 生 発達·教育 支援課 必	■スクールソーシャルワーカーの配置体制については、任期付職員週5日3名+週4日1名+正職1名とし、体制の充実を図る。昨年度に続き学校担当制とすることで、学校とより密な関係を結べる形とする。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善を図る。また、関係機関との連携による学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上を図る。	付職員週5日3名+週4日1名+正職1名とし、体制の充実を図った。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善を	Α		■スクールソーシャルワーカーにSVを実施し、レベルアップを図る。 ■スクールソーシャルワーカーの介入により、不登校等の生活指導上の課題や養育環境の改善を図る。また、関係機関との連携による学校の支援体制の充実と教職員の生活指導における資質向上を図る。
			■学校や発達教育支援課SSWや教育センターと 連携して、不登校児童及びその世帯を支援してい く。	■学校からの連絡により主に家庭環境に問題があり、結果的に不登校状態が起きているケースなどに関わった。不登校を主訴とする受理件数:18件	Α	■スクールソーシャルワーカーとの役割分担が曖昧になってしまう場合がある。	■不登校対応は原則スクールソーシャルワーカー が対応するよう役割分担を明確にする。
■各小中学校より教育センターれる「出席状況調査(児童・生状況調査)」の集約・分析を通討する。 ■小・中学校訪問(対応策相談会議への参加。) ■児童・生徒の育成に係る関係進める。(日野市「わかば教室達・教育支援センター「エール支援センター等) ■その他、必要に応じて長期欠章・生徒の支援につながること	して対応策を検 ・助言・ケース 機関との連携を 」、日野市発 」、子ども家庭 電状況調査の分析を深め対応策の向」を図る。 ■長期間欠席状況にある児童・生徒の学材復帰を図るための支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各等校に登校支援のためのケース会議開催を利極的に進めていく。	上 校 教育セン	■各学校から毎月報告される出席状況調査を集約し、分析する。 ■教員の生活指導主任研修会等の際に、分析結果を情報提供し、対応策を助言する。 ■関係機関、特にスクールソーシャルワーカーと連携し、長期間の欠席状況にある児童・生徒の対応に関する情報を共有する。	■出席状況調査の集計、分析及び集計結果の情報 提供により、関係機関と情報を共有し、連携を図 ることができた。 ■わかば教室と連携、協力して、長期間の欠席状 況にある児童・生徒が学校に復帰できるよう支援 した。	А	令和3年度より出席状況調査の業務を発達・教育支援課に移管する。以下の取組みについて、引継ぎが必要である。 ■各学校から毎月報告される出席状況調査を集約し、分析する。 ■教員の生活指導主任研修会の際に、分析結果を情報提供し、対応策を助言する。	■関係機関、特にスクールソーシャルワーカーと 連携し、長期間の欠席状況にある児童・生徒の対 応に関する情報を共有する。
長期欠席状況にある児童・生徒指す支援を行う。	■日野サンライズプロジェクト※の趣旨に則り 長期欠席状況にある児童・生徒の学校復帰を目 指す支援を行う。 ■各小中学校に日野サンライズプロジェクト※の思知を図り、長期間欠度は辺にある	クる	■不登校児童・生徒を中心に、エールにおける相談状況について、教育センターや子ども家庭支援センターと定期的に連携、情報共有を図る。また、不登校児童・生徒の状況把握と改善に向けた対応策の検討を行い、学校と一緒に支援を実施する。	■SSWが、教育センターのわかば連絡会に毎月出席し、不登校児童生徒の情報共有を図った。 ■SSWは、学校担当制とし、月1回訪問により、不登校児童生徒の情報共有を図った。 ■子ども家庭支援センター、教育センター、指導主事、SSWとの月1回の連携会議を開始した。	Α		■エール所属の指導主事が登校支援コーディネーターになることで、登校支援コーディネーター、SSW、教育センター、学校との連携を強化し、個々に応じた対応策を検討する。
■長期間の欠席状況にある児童でいる「わかば教室」では、社並びに学習及び学校復帰等のででいる。 ■児童・生徒の学校生活におみ、人間関係での不安、長期間る・登校しぶりなど環境や学習である・登校しぶりなど環境や学習での相談や支援、健全育成に関係が助言を行っている。 ■ローニングシステム「アクラー・ロッグ・ロッグ・ファクラー・ロッグ・ファクラー・ファッカー・ファクラー・ファッカー・フェルカー・フェルカー・フェル・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・ファッカー・ファル・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・ファルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・ファルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー・フェルカー	は会的自立の醸成を援に重点を置いける精神的な悩めの欠席状況にある子どもを対象にあるでは、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、社会的自立の醸成並びに学校復帰を目れまする調査並びに関する調査がである。各関係機関との連携を密にし、一人では、アイブラーニングである。	、 指 教育セン ひ  ター	■長期間の欠席状況にある児童・生徒に対する学習支援としてeラーニングを実施する。 ■出席状況調査の集計、分析及び集計結果の情報提供により、関係機関と情報を共有し連携を図るとともに、児童・生徒への登校の援助を図る。	■わかば教室では、小学生21人、中学生64人、合計85人の児童・生徒が通室した。 ■通室した児童・生徒のうち、年度内に学校(転校を含む)復帰できた児童は6人、生徒は12人であった。 ■令和3年3月末時点の通室生のうち、小学6年生7人及び中学3年生16人の進路を決定した。	Α		■長期間の欠席状況にある児童・生徒の対する学習支援としてeラーニングを活用する。 ■出席状況調査の集計、分析及び集計結果について、関係機関と情報を共有し、児童・生徒の登校を支援する。

105	2 幼稚園巡回 <sup>钼談</sup>	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数:年3回。	■エール(日野市発達・教育支援センター)の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達·教育 支援課	■市立幼稚園4園、民間幼稚園10園を対象に年3 回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。	■市立幼稚園4園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回を実施し、発達について保育者へのアドバイスを実施。	А		■市立幼稚園4園、民間幼稚園10園を対象に年3回巡回し、発達について教諭へのアドバイスを実施。
106	③ 学童クラブ 巡回相談	■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数:年2回。	■エール(日野市発達・教育支援センター)の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。	発達·教育 支援課	■市内学童クラブ28か所を対象に年2回巡回し、 発達について指導員へのアドバイスを実施。	■市内学童クラブ28か所を対象に、年2回発達について指導員ヘアドバイスを実施した。個別相談件数19件。	А		■市内学童クラブ28か所を対象に年2回巡回し、 発達について指導員へのアドバイスを実施。
107	4 エール学校	■市スクールカウンセラー(小学校配置)を、エールの相談事業との一体化を図るためエール学校派遣心理士へ変更 ■エール相談者の学校での状況観察、発達面の評価等を行う。	■学校とエール(日野市発達・教育支援センター)が連携し、子どもを見守る体制を	発達·教育 支援課	派遣し、校内で生徒や保護者の相談を行うことで、市内の相談体制の充実を図る。 ■エールに相談内容を集約することで、学校とエールの相談の連携をスムーズにし、児童・生徒	■公立小学校に加え、公立中学校5校にも心理士を派遣し、校内で生徒や保護者の相談を行うことで、市内の相談体制の充実を図った。 ■エールに相談内容を集約することで、学校とエールの相談の連携をスムーズにし、児童・生徒に対してより適切なサポートを実施した。	А		■引き続き公立小学校・公立中学校に心理士を派遣し、校内で生徒や保護者の相談を行うことで、市内の相談体制の充実を図る。 ■エールに相談内容を引き続き集約し、学校とエールの相談の連携をスムーズにするとともに、児童・生徒に対してより適切なサポートを検討できるようにする。
108	⑤ スクールカ ウンセラー	■全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、保護者・児童・生徒・職員からの相談業務の充実を図る。	■東京都配置によるスクールカウンセラーと、エール(日野市発達・教育支援センター)の配置するエール学校派遣心理士との連携を図り、多様な相談内容に対応できる相談体制を目指す。	学校課	<ul><li>■市内小中学校全校への配置を継続する。</li><li>■市SC、都SCおよび関連する相談機関との連携を充実させる。</li></ul>	■都SCを全小中学校に週1日で配置した。 ■市SCを全小学校に週1日で配置した。 ■スクールカウンセラー連絡会を、1回実施した	А	■個別の支援が必要と思われる児童・生徒が年々増加傾向にあるため、保護者と学校、カウンセラーが一体となって支援を行っていく必要がある。	<ul><li>■市内小中学校全校への配置を継続する。</li><li>■市SC、都SCおよび関連する相談機関との連携を充実させる。</li></ul>
109	<ul><li>の本サウン</li></ul>	■保育カウンセラーを市立幼稚園及び希望する 私立幼稚園に派遣をし、保育者・保護者に対 し、支援を必要とする幼児に関するアドバイス をするとともに子育てに不安を抱える保護者へ のカウンセリングを行なう。	保育者の研修にもなり、専門的な視点から	学校課	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行っていく。		А	■個別の支援が必要と思われる幼児が年々増加傾向にあるため、保護者と幼稚園、カウンセラーが一体となってきめ子育て支援を行っていく必要がある。	■市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に保育カウンセラーを配置し、保護者への子育て支援や保育者へのアドバイスを行っていく。
	(2)障害の	ある子どもとない子どもが共に育つ環境づく	<り						
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
110	① 専門指導事 業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、 心理士等による社会性を身につけるためのグ ループトレーニングを実施。	■個別指導、グループ指導ともに質の統一、向上化を図る。 ■指導卒業後の保育園、幼稚園、教育機関との連携を図っていく。	発達·教育	■初期療育グループ:これまでのグループに加え、少人数でじっくり課題に取り組むグループを新設。 ■各指導の評価の在り方や、子どもの見立ての仕方を共有し、各専門職の質を上げる。 ■エール指導の内容が、子どもの日常の場である所属先で活用できるよう、かしのきシートや評価表を活用し、職員との連携を図る。	言語指導 実数99人、延数526人 身体・活動指導 実数257人、延数1,681人 ■かしのきシート利用者の場合は、個別指導、各 グループ指導の評価をかしのきシートに載せるこ	А		■各指導の評価の在り方や、子どもの見立ての仕方を共有し、各専門職の質を上げる。 ■エール指導の内容が、子どもの日常の場である所属先で活用できるよう、かしのきシートや評価表を活用し、職員との連携を図る。
111	 ② 幼児グルー プ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。(1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ)	■お子さんの発達の経過観察、親同士がつながりをもてる場を設定し、幼児期の支援の場とする。	発達·教育 支援課	■1歳7か月~2歳過ぎと2歳児の年齢別のグループを実施し、お子さんの発達の経過観察、保護者同士がつながりを持てる場としていく。	■乳幼児健診や心理相談から、ことばの遅れや行動面で心配のある子どもを対象に親子で参加する遊びのグループを実施した。 ・1歳7か月~2歳すぎのグループ:2グループ参加実数40人参加者延べ数137人・おおむね2歳のグループ:2グループ参加実数43人参加者延べ数252人	Α		■1歳7か月~2歳過ぎと2歳児の年齢別のグループを実施し、お子さんの発達の経過観察、保護者同士がつながりを持てる場としていく。

112	③ 児童発達支 援事業	■保育所等訪問支援(通園事業で療育を実施している職員が保育園等を訪問し、障害児に対し、集団生活への適応のための専門的支援を行う)を開始 ■通園事業きぼう・3歳児クラス・4~5歳児クラス・4~5歳児クラス・4~5歳児クラス・4~5歳児クラス・95日・午後クラス(保育園・幼稚園と併行通園)月2回 ■児童福祉法に基づく児童発達支援センターに変更(令和2年10月より予定)	■児童発達支援センター開設に向けて、保育所等訪問支援を開始し、地域の障害児、 その家族、関係機関に対する支援を行い、 障害児の中核的支援機関としての機能を果たしていく。	■昨年度10月に開始した保育所等訪問支援を継続し、確立させていく。関係機関と連携を取りながら、地域の障害児、その家族に対する支援を行う。 ■多様化とともに、部分的増加傾向がある保護者のニーズを考慮し、クラス設定や療育日数等に反映させていく。また、関係機関、保健師、就学相談担当、専門指導員等と連携をとりながら、相談や支援を行う。 ■児童福祉法に基づく児童発達支援センターに変更(令和2年10月より予定)に向けて準備し、給食を開始する。	■個々の実態に合わせた個別支援計画を作成し、基づいた支援を行った。 ■個々の基本的生活習慣やコミュニケーションの力を伸ばし、小集団の指導の中で社会性の力をつけることで、次のステップへつながる指導を行った。 ■多様化する家庭のニーズに合わせ、療育日数や時間、保護者同伴日を見直した。また、担当保育工が保健師、就学相談担当、専門指導員等と連携を取りながら、相談や支援を行った。 ■在園児保護者同士でつながる機会や先輩保護者から情報を得る機会などを実施し、保護者支援を行った。 ■かしのきシートを活用して、幼稚園や保育園、小学校に加え、放課後デイサービス等めた。 ■R2年10月児童発達支援センターに変更し、給食を開始した。	A	■新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、保護者への支援はかろうじて行うことができたが、子どもたちの療育の中ではできない活動があった。	■一昨年度に開始した保育所等訪問支援を継続し、確立させていく。関係機関と連携を取りながら、地域の障害児、その家族に対する支援を行う。 ■多様化とともに、部分的増加傾向がある保護者のニーズを考慮し、療育日数や保護者参加の行事や活動等に反映させていく。また、関係機関、保健師、就学相談担当、専門指導員等と連携をとりながら、相談や支援を行う。 ■昨年度開始した給食の安全・安心な提供を継続する。 ■新型コロナウイルス感染症に対する予防をしっかり行いながら、できる活動を考えていく。
113	④ 発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	■年1回協議会(全体会議)を開催し、左記協議会の設置要綱に定められた「テーマ別会議」「個別ケース会議」を必要に応じて開催し、子どもの発達に関する諸問題の解決に向け協議を実施していく。	■例年7月に開催する第1回の協議会については、書面開催にて実施する。委員からは発達支援についての意見および提案の提出で協議に参加を求める。	■書面開催にて協議会を1回開催した。書面開催に したことで、多くの意見や質問が出た。意見や質 問について令和3年度に協議予定。	Α		■令和3年7月に実施予定。昨年度でてきた意見・質問に答える形でご意見をいただく。
112	⑤ 特別支援教 育の推進	ルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。 ■第5次特別支援教育推進計画(計画期間:令和	■「かしのきシート」による支援情報の共有と内容の充実 ■教員の理解並びに指導力向上に向けた取り組みの推進 ■ひのスタンダードの実践及び見直し	■引き続き文部科学省委託事業を受託し、指導方法の体系化と方法論を研究して、教員の指導力向上を図る。 ■特別支援教室(ステップ教室)について、全校へ導入が完了しているため、児童・生徒への指導・支援等事業の充実を図る。 ■市内小・中学校全校にリソースルームが導入は完了しているため、リソースルームでの児童・生徒に対する指導・支援の充実を図る。	■文部科学省委託事業を受託し、指導方法の体系化と方法論を研究して、教員の指導力向上を図ることができた。 ■特別支援教室(ステップ教室)について全校への導入が完了し、小学校で423人、中学校で72人の児童、生徒が利用した。 ■リソースルームは、小学校で324人、中学校で112人が利用し、特定の教科学習に困難を示している児童・生徒に対して指導・支援の充実を図ることができた。	Α		■特別支援教室(ステップ教室)について、全校へ導入が完了しているため、児童・生徒への指導・支援等事業の充実を図る。 ■リソースルームでの児童・生徒に対する指導・支援の充実を図る。
115	⑥ 個別支援 シート「かしの きシート」	■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていく。	■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。 発達·教育 シートが効果的に活用されるように、 支援課 シートの中息を充実させていく	の更新を行うため、更新後の運用の安定化に努める。	■システムの更新作業、運用の安定化のため、市内小学校、中学校、保育園、幼稚園への訪問を実施した。 ■シート記載内容の充実を図るため、コーディネーター研修で、事例を交えて説明を実施した。	Α		■シートの作成に用いる発達・教育支援システムの更新を行うため、更新後の運用の安定化に努める。 ■シート記載の内容の充実のため、優良な内容のシート事例の収集を図る。
116	⑦ 少年学級	■障害のある子どもたちの様々な社会参加や市民との交流をさらに増やしていくため、本事業で子どもたちの生活に即したコミュニケーションを体験できる機会を提供していく。	■保護者・ボランティアが中心となっている事業成果等を幅広く広報していくことで、多くの市民に実行委員会が企画する事業に参加してもらい、市内の学び、学び合い、相互の理解を深める交流等を促進する。	る市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象に、日野市少年学級事業を実施する。参加した小・中学生が交流を深め、様々な活動や実体験をとおして、地域の中でいろいろな人たちと関わりが持てるような場を提供する。	■公民館委託事業として、特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象とした日野市少年学級事業を実施。様々な活動や体験をとおして、地域の方や大学生等と交流することができた。 ■6月より、オンラインを含めた定例会を開催した。また、7月より、リトミック教室などの分科会を開催した。リトミック教室は1グループを少人数・短時間にして、先生方と保護者が協力し、消毒と換気、パーソナルスペースの確保を徹底するなど、感染症対策に十分注意しながら開催した。	В	■新型コロナウイルス感染症対策のため、イベント等の開催ができず、4月から予定していた事業(定例会・リトミック)の中止が続いた。 新型コロナウイルス等の状況を鑑みて、実施方法・開催場所について検討の必要がある。	■公民館委託事業として特別支援教育を受けている市内在住の小・中学校に通う子どもたちを対象に、日野市少年学級事業を実施する。参加した小・中学生が交流を深め、様々な活動や実体験をとおして、地域の中でいろいろな人たちと関わりが持てるような場を提供する。 ■年間をとおして、月1回の定例会及びリトミック教室などの分科会を開催する。学級生と保護者が安心して楽しめる配慮を行う。

117	8 みんなの 遊・友ランド	■障害のある子もない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。 ■子どもたちが一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。 ■ボランティアスタッフ(地域の大人・学生)が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、いろいろな人達とれ合うことで、地域活動への関心を高める。 ■青少年委員が運営を行い、特別支援学校や日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等に協力をいただいている。 ■事業開始:平成4年2月。	■障害の有無にかかわらず、様々な人が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課	■引き続き、健常児と障がい児がより一層交流できるよう、ともに過ごしやすいイベントとなるよう、関係団体と連携を取りながら、内容・環境整備について、検討を重ねていく。 ■ボランティアスタッフが障がいへの理解を深めるため、協力団体教員による事前研修会やレクチャーを行う。 ■事後ボランティア交流会を後日ではなくイベント当日に行い、ボランティアの日数追加による負担を軽減する。	■新型コロナウイルス感染症の影響により中止	D		■健常児と障がい児が同じ遊び、体験を共有する ふれあいの場づくり、遊びを通じて互いの理解を 深めることといった同事業のテーマと矛盾しない 企画を検討する
No.	(3)食育事	業などの充実 <sub>内容</sub>	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
118	① みんなです すめる食育条 列•日野市食育 推進計画	■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。 ■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。		健康課	の評価・検証を行う。	■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を行った。 ■最終評価のためのアンケートを実施した。	В	■新型コロナウイルス感染拡大の影響で、日野市 食育推進会議による評価・検証で予定していた食 育担当課のヒアリングを実施することができず、 書面開催となった。	<ul><li>■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を行う。</li><li>■第4期日野市食育推進計画を策定する。</li></ul>
119	② 乳 幼 児 及 び その家族への食 育推進	■離乳食の不安を低減させるため、子どもを 持ったばかりの保護者に対する食育の場として 「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場 として機能させる。	■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。	健康課	台に回げて関さかけることで、土庄の健康フトリーのきか。けになった。	■オンラインで50回開催、350名参加。 ■チャットでの質疑応答など、双方向の講座を実施した。	В	■チャットによる質疑応答では、参加者のニーズに沿った回答が難しい。 ■講座に参加できない人に対するフォローが必要。	■来所で開催する。 ■離乳食・幼児食に関する動画を作成し、講座に参加できない人でも安心して離乳食をすすめることができるようにする。
120	③ 保育園における食育推進	■保育の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験、給食で日野産農産物を利用することで、食への関心を持ち、食の大切さを知る活動を実施していく。	■日野市食育推進計画に基づき、朝食の大切さをはじめ、食に関する情報を懇談会やおたより、インターネット等を用いて発信し、保護者や地域家庭の食生活や食育の充実を支援していく。 ■「保育園食育年間計画」に基づき、保育園の給食を通して、園児や保護者へ食育を実施していく。	保育課	する。 ②こどもまつり、地域交流事業に参加する。 ③朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を 利用したり、5歳児おにぎり作り、保護者会やおたよりなどの情報発信等で、朝食欠食率0を目指	■講演会・こどもまつり・地域交流事業については、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の為中止。 ■朝食カード配布539名 ■公民栄養士会は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の為、アンケート形式で1回開催。 ■アレルギー対応食の提供実施	D		■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを市民の方に指導していく。 ①子ども家庭支援センターでの講演を2回実施する。子育て広場栄養講座を実施する。インターネット等のメディアを使い給食情報を家庭に発信する。②こどもまつり、地域交流事業に参加する。③朝食を食べてきたかを確認する「朝食カード」を利用したり、5歳児おにぎり作り、保護者会やおたよりなどの情報発信等で、朝食欠食率0を目指す。④地域のネットワークのため民間栄養士と会議を実施する。 ⑤年々増加傾向にあるアレルギー児に安全な給食を提供する。 ※いずれの取組みにおいても、ネット環境の更なる活用など、コロナ禍でも非接触で実施できることを検討していく。

121	④ 学校での食 育推進事業	野市食育推進計画の遂行を図る。  ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。  ■農業体験や食材についての指導。  ■食事マナーに関する指導。	■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用するなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報を見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。	■各学校において特色ある食育活動が実施されているなか、給食を生きた教材として活用し、自分の身体に必要な食事の摂り方を勉強する「カフェテリア給食」を一部の学校で実施している。健全な食生活を実践する基礎となる力を育むためにも全校での取り組みとなるよう拡大を図っていく。 ■保護者に食に関する興味や関心を持ってもらえるような情報発信を行い、保護者への食育につながる取り組みを行う。	た。 ■毎月19日の食育の日をはじめ、11月19日の日野産野菜給食の日など、全校一斉に食育の取り組む日を設定し日野市食育推進計画に基づいた指導を行った。 ■テーブルマナー教室は、今年度も中学校全校で	A		■安全な日野産野菜を使用した薄味で素材の味を 大切にした手作り給食を実施する。また、子ども たちが健全な食生活を実践する力を育むためにも ひのっこシェフコンテストのメニューを学校給食 に取り入れ「食」への興味を促す。 ■保護者に食に関する興味や関心を持ってもらえ るような情報発信を行い、保護者への食育につな がる取り組みを行う。
122	⑤ 学 童 ク ラ ブ・児童館での 食育事業の展開	■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ	できるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長	■引き続き、市内すべての児童館で「地産地消の推奨」と「食品ロスの軽減」を、継続して取り組む共通課題とし、多くの利用者が参加できるよう、目的や方法について検証し見直しながら食育事業を実施していく。  ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、実施可能な調理活動や収穫体験等の食育行事に、継続して取り組む。 ■新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを作成し、感染拡大の防止等を図りながら調理活動を行う。	コロナウイルス感染拡大防止のため飲食を伴う事業実施を自粛した。 ■緊急事態宣言中において児童館で配布したレシピをHPやツイッター、児童館内にて配布し、家庭で活用できるようにした。	Α	■コロナウイルス感染拡大防止策を構築した上で、新しい形の事業の組み立てが課題である。	■引き続き、市内全児童館において「地産地消の推奨」と「食品ロスの軽減」を継続して取り組む共通課題とし、コロナ禍において安全に利用者が参加できるよう、目的や方法について再度検証し取り組み方法を見直しながら食育事業を実施する。 ■学童クラブでは、各施設の様々な状況を踏まえ、実施可能な調理活動や収穫体験等の食育行事に、継続して取り組む。 ■新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルを必要に応じて更新し、感染拡大の防止等を図りながら調理活動を行う。
	(4)母子保備	健と医療体制の充実						
No						_		
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	果 令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
100	① 救急医療体 制の充実				令和2年度の実績  ■ 救急車受入台数2,244台(R1 3,527台) ■常勤救急科医2名体制 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持		課 題  ■救急車受け入れ台数の減少は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい。	令和3年度の取組み  ■救急車受入台数2,000台以上 ■常勤救急科医1名体制の維持 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持
123	① 救急医療体制の充実 ② 二次救急診療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急 医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充	(令和2年4月~令和7年3月)  ■全日小児科医当直体制及び24時間365日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。  ■地域のクリニック及び東京都立小児総合	■救急車受入台数4,000台以上 ■常勤救急科医3名体制の維持 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持 ■地域医療連携室を中心とした地域クリニック等との更なる連携推進(紹介・逆紹介率の向上)	■救急車受入台数2,244台(R1 3,527台) ■常勤救急科医2名体制 ■小児科医による24時間365日救急体制の維持	В	■救急車受け入れ台数の減少は、新型コロナウイ	■救急車受入台数2,000台以上 ■常勤救急科医1名体制の維持

(仮称)子ども包括支援センターの設置									
事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み	
			子ども家 庭支援セ ンター	■基本計画を策定し、企画経営課等と協力しながら設置場所の早期建設に向け動くとともに、既存機能の統合のための移転の準備を進める。	■令和2年8月に基本計画を策定。同年9月から中卒後支援に関する検討委員会を4回実施。企画経営課等との打ち合わせに適宜出席。	А	■中卒後の支援に関しては新規事業になるため、 具体的取組については、新たな視点や柔軟な発想 が求められる。	■令和2年度の検討委員会の結果を受け、新たるつの部会制で検討委員会を実施する。年6回開係定で9月と3月は全体会を実施予定。	
	■子育てを支援する総合相談窓口機能の整備 ■児童虐待への対応と防止対策の強化	■すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て	健康課	■関係機関と連携し、(仮称)子ども包括支援センターの基本計画を策定する。	■関係機関と連携し、(仮称)子ども包括支援センターの基本計画を策定。	В	■引き続き取り組んでいく	■関係機関と連携し、(仮称)子ども包括支援センターの基本計画を策定する。  ■子ども家庭支援センターとSSWの連携や役割分担について、引き続き整理していく。	
(1) (仮称)子ども 2 包括支援セン ターの設置	┃■義務教育終了後(高等学校との連携等)の縲	機能の総合支援拠点である(仮称)子ども包括支援センターの早期設置を目指し、各事業や支援策の内容を検討するとともに、実現に必要な場所の確保と組織改編を実施する。	│ │発達·教育	:  ターと連携について設置検討に加わる。またSSW	■令和3年度からのSSWの子ども家庭支援センターとの併任辞令に向け、必要な準備を行った。 ■(仮称)子供包括支援センター検討委員会に加わり、計画の策定を実施した。	А			
			子育て課	■様々な関係機関と引き続き連携を図り、情報や 意識を共有していく。	■関連各課による定期的な打ち合わせを設け、情報・意識の共有を図っている	А		■令和3年度中のセンター設置事業の開始に向けて、引き続き定期的な打ち合わせを行い、漏れないよう情報の共有化を図る	
基本目標Ⅲ	共に生き、互いに育てあうまち								
方針1)地垣	ばで子どもの成長を支える仕組みづくり								
	で支援の強化に向けた市民活動(NPOなど	)の支援							
事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み	
① 市 民 活 動7 (NPOなど) の支援	■多世代、守備範囲の異なる市民(団体)が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。 ■市民活動の財源確保のための支援。(助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施) ■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	■ ■ 妊産婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	地域協働課	<ul><li>■地域懇談会への小中学生の参加を促す。</li><li>■子育て支援団体の財政的支援(市民活動支援補助金)</li></ul>	■コロナ禍のため、地域懇談会は対面での開催は中止し、オンラインでの開催となった。オンライン上での子どもの参加は今回は見送った。 ■市民活動支援補助金は感染拡大の影響により申込団体が少なかったが、子育て支援団体による出張プレーパーク事業が採択された。	В	■感染拡大の状況を踏まえながら若い世代の地域 活動への参加の機会を創出できるよう、実施方法 を模索する。	■子育て支援団体の財政的支援(市民活動支援補助金・市民活動ウィズコロナ支援補助金)	
② ひの市民活 3 動支援センター 設置・運営	■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、 子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体 の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進 などを行う。	■ひの市民活動ネットワークとの協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決	地域協働課	■三沢中「ちょこボ」における連携により、中学 生の地域活動参加を促す。 ■「まち活」にて、市民の子育て支援団体への活	・感染拡大の影響により、中学校と市民活動団体 の連携による「ちょこボ」事業は中止となった。 ・まち活についてはオンラインで実施し、子育て	В	■ちょこボ事業は試行的実施を行い、より効果的 な実施方法を検討する。	■三沢中「ちょこボ」における連携により、中 生の地域活動参加を促す。 ■「まち活」にて、市民の子育て支援団体への	

		地域で推	推進する子どもの健全育成 (1)						
	9. 事業	業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
1.	① 民生 児童委員 児童委員	<b>三委員・</b> 員(主任 員)	■児童福祉法に基づき 民生委員が児童委員を	■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、指導または適切な関係機関へつなぐ。また、児童の健全育成や母子の福祉推進のため、地域活動に協力する。 ■主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。	<ul> <li>■児童委員活動PR実施</li> <li>■子どもに関する相談・支援実施</li> <li>■赤ちゃん訪問実施</li> <li>■各関係機関との連携強化</li> <li>■コロナ影響下での地域見守り</li> </ul>	■子どもに関する相談・支援件数 102件 ■赤ちゃん訪問件数 1,374件	С	係機関による地区連絡協議会)が新型コロナウイルス感染予防のため中止となり、感染が収まらない状況において、今後はコロナ影響下での民生委	<ul> <li>■児童委員活動PR実施</li> <li>■子どもに関する相談・支援実施</li> <li>■赤ちゃん訪問実施</li> <li>■各関係機関との連携強化</li> <li>■コロナ影響下での地域見守り</li> </ul>
1	30 ② 子 ど どへのす	さま も会な を援	■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(令和元年現在59団体) ■子ども会活動を支援するためにプレイワーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。	■支援(補助金・人材・活動場所)を継続 し、子ども会活動の活性化を目指す。 子育て課	■引き続き子ども会に対して補助金を交付する ■子ども会補助金の周知及びボランティアリー ダー派遣のさらなる拡充 ■子ども会に対するアンケート調査の内容検討 ■補助金書式の簡略化	■子ども会補助金交付件数 57団体 ■子ども会補助金様式の見直しを検討。	В	■補助金申請をする子ども会・登録児童数とも減 少傾向が続いている。 ■子ども会が必要としている支援の把握。 ■子ども会補助金の周知	■引き続き子ども会に対して補助金を交付する ■子ども会補助金の周知及びボランティアリー ダー派遣のさらなる拡充 ■子ども会補助金様式の提出書類の簡素化を図る ■子ども会に対するアンケート調査の検討
1	31 (3) 地区(7)	青少年 D活動	■8地区で構成されている連合会においては、 情報交換や研修会などを実施している。 ■【経過】 昭和39年7月日野市青少年問題協議会地区委員	■より多くの地域の中の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、中学校地区(8地区)ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。 ■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。  → スクラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■各地区育成会において、伝統的なイベントを継続していく。引き続き、青少年育成に努める。 ■育成会連合会において多文化理解をテーマとした研修を実施し、更なる多文化理解を地域において進める。	■各地区の主な活動実績 《一中地区》 ・ふれかにすきリレー ・歳末パトロール 《二中地区》 新型コロナの影響により中止 《生中地区》 新型コロナの影響により中止 《三甲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	В	■各地区育成会において、伝統的なイベントを継続していくため、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で実施ができるよう検討していく必要がある。 ■地区青少年育成会と青少年育成会連合会が連携をした上で活動をしていく必要がある。	■各地区育成会の活動 地域の子どもたちが様々な体験・経験ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で中学校区ごとに地域の特色を活かしたイベントや企画を実施する。 ■育成会連合会の活動 各地区育成会が相互に連携・協力し、市内全地区が一体となって青少年健全育成事業を実施していく。

132 ④ 青少年の活動	■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。(任期2年) ■「みんなの遊・友ランド」の運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■青少年委員制度として昭和35年発足。	生かした様々な角度からの青少年育成に努める。  プ■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、いろいろな人	子育て課	■引き続き地域と行政のパイプ役として、青少年 関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもた ち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地 域のために活動している人をつなぎ、活動を支援 していく。 ■ジュニアリーダー部会を中心に、青少年委員全 員にジュニアリーダー講習会へ積極的に参加して いただけるよう情報発信をしていき、リーダーと 青少年委員の関係をより強化していく。	おり、リーダーへの助言、企画への協力等、ジュニアリーダー講習会との連携を深めている。	В	■コロナ禍において従来の活動に対して制限を受けている現状	■コロナ禍においても引き続き地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子どもたち・地域のために何かしたい人と子どもたち・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。 ■引き続きジュニアリーダー講習会との連携を強化していく。
133 ⑤ 青少年協議会	■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■H28年度より条例の枠組みは残し、協議会の定期的な開催は一旦中止。各個別協議会の進捗状況等を見ながら必要に応じて開催を検討していく。		子育て課	平成28年度より条例の枠組みは残し、協議会の開催は一旦中止している。各個別協議会等の進捗状況等を見ながら必要に応じて開催を検討する。令和元年度からは経常経費として当初予算には計上せず、必要な場合に増額補正という対応をしている。	   令和2年度は青少年問題協議会で協議すべき議題は	Ç	各分野において個別具体的な問題解決に向けた会 議体が存在する中で、協議会自体の在り方の見直 し	各個別協議会等の進捗状況等を見ながら、必要に応じて協議会を開催する。
134 ⑥ 子ども育て支援会	■子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。 ■委員構成委員20人以内 ①子どもの保護者。②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。③市内の民間企業の事業主を代表する者。④市内の民間企業の労働者を代表する者。⑤子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。⑦関係行政機関の職員。⑧その他市長が必要と認める者。■所掌事務 ①特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関すること。②特定地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定に関すること。③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。(③市町村子ども・子育て支援事業計画)④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。	■幅広い委員構成であるため、それぞれの 委員の立場からの現場の声を傾聴し、次期 計画の策定案を構築する。 ■「子育てしたいまち、しやすいまち日 野」の実現に向けて、計画の検証、評価を 行い市の施策に反映していく。	子育て課	■開催スケジュール(予定) 第1回 令和2年7月30日 第2回 令和2年10月1日 第3回 令和2年11月19日 第4回 令和3年1月28日 第5回 令和3年2月25日(予備日) ■主な取組み内容 ・令和元年度の実績と令和2年度の取組み管理 ・特定教育・保育施設の利用定員の設定 ・特定地域型保育事業の利用定員の設定 ・その他子ども・子育て支援に関する施策の総合 的かつ計画的な推進に関し必要な事項	■開催状況 第1回 令和2年7月30日 第2回 令和2年10月1日 第3回 令和2年11月19日 第4回 令和3年1月28日(書面開催) ■主な取組み内容 ・令和元年度の実績と令和2年度の取組み管理 ・(仮称)子ども包括支援センター基本計画 (案) ・その他子ども・子育て支援に関する施策の総合 的かつ計画的な推進に関し必要な事項	A		■任期満了に伴う新たな委員委嘱のうち、市民委員を2名に増員して公募を行う ■会議開催スケジュール 第1回 令和3年7月29日 第2回 令和3年9月30日 第3回 令和3年11月18日 第4回 令和4年1月28日 ■主な取組み内容 ・令和2年度の実績と令和3年度の取組み管理 ・日野市子ども条例委員会の在り方 ・その他子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項
⑦ 手をつ 135 り	■日頃から子どもに関わっている諸団体(青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など)か実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。 ■【経過】 平成3年度日野市青少年育成市民交流集会発足。平成6年度「WAIWAIワールド〜じどうかんまつり〜」を実施。 平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15年度万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。	でいる市内の様々な団体や機関、市民か 交流・連携・協働し、より大きな人の輪を 交流・連携・協働し、より大きな人の輪を 支えていくためのきっかけづくりの場と 支えていくためのきっかけづくりの場と 支えていくためのきっかけづくりの場と 支えていくためのきっかけづくりの場とする。 ■子どもたちの主体的な活動を通した自己 実現の場として確保し、「ともに創りあし、 また他者を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。 ■このイベントを通して子どもに関わっても いる諸団体の交流を深め、日堂の活動でも	子育て課	■引き続き、日頃から子どもに関わっている団体により実行委員会を立ち上げ、イベントを通して交流を深めるとともに、子どもが日頃の成果を発表できる場とする。	■コロナ禍により中止	D	■コロナ禍においての実施方法等 ■連続してイベントが中止になることで、事業の 継承に影響がでることが危惧される。	■日頃から子どもに関わる活動を行っている市内各種団体による実行委員会を立ち上げ、イベントを通して団体間の交流を深める。地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、子どもが日頃の成果を発表できる場、楽しめる場をイベントを通して提供する。  ■感染対策をとりながら実施可能なイベント内容を検討

	(3) 地域と学校の連携								
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
136	① コミュニ ティ・スクール 運営事業	■地域・保護者が学校運営の当事者となり、共通の目標をもって教育活動を展開できるよう、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を全小中学校に設置する。	■学校運営協議の設置が任意設置から努力 義務化されたことに伴い、全校設置に向 け、学校や地域の意向を尊重しながら検討 を進めていく。	学校課	■コミュニティ・スクールの設置が努力義務となり、学校評議員制度からの移行について検討する。	■コミュニティ・スクールを導入している平山小学校、東光寺小学校において、新型コロナウイルス感染症のための臨時休業はあったが、協議会の開催などの活動を行った。		■平成20年度に平山小、平成21年度に東光寺 小が導入して以来、導入は進んでいない。教職員 の任用に関して任命権者に意見を述べたりするに は至っておらず、学校評議員制度と大差はなく、 移行が進んでいない	■コミュニティ・スクールの設置が努力義務となり、学校評議員制度からの移行について検討する。
137	② ホームペー ジでの学校情報 提供	を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り	■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。	学校課	■学校Webサイトを活用して、学校の様子を定期的に情報発信し、見える学校づくりを推進していく。	■各学校が、学校Webサイトによる見える学校づくりに向けて、日々の学校での様子や学校行事、様々な特色ある活動など発信を行った。 ■休業中の学校からの情報発信に活用した。	А		■学校Webサイトを活用して、学校の様子を定期的に情報発信し、見える学校づくりを推進していく。 ■学校Webサイトの規格をスマートフォンにも対応できるようにする。
138	③ 学校地域支援	■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役	■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。 ■放課後の学習支援については、学校や地域の特性に応じ実施校の拡大を図る。	生涯学習課	支える取り組みを学校と連携しながら実施する。	■新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、支援活動が一部自粛、講座休講となった学校もあったが、やり方などを工夫しできる範囲で概ね順調に活動が行われた。	В	が書面会議になり情報交換の場を作ることができ	■引き続き、地域全体で子供たちの成長や学びを 支える取り組みを学校と連携しながら実施する。 放課後の学習支援については昨年度から実施ス タートした学校が軌道に乗るように連携を取る。
139	④ 地域の人材 を活用した教育 の充実(外部指 導員など)	■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。	生涯学習課	■引き続き、市民の学び合いの支援を行う。ホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用促進を図る。	■市民講師や市職員を派遣し、市民の学習支援を行った(延べ実施件数124件、参加者数964人)。 冊子やホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用呼びかけを行った。また登録講師の募集も行った。		■教える側と教わりたい側のマッチングを行うのが本事業の目的だが、事業そのもののPR不足もあり、声がかからない講座も数多くあった。また、コロナの影響もあり、お呼びがかかる機会が大幅に減ってしまった。	■引き続き、市民の学び合いの支援を行う。ホームページ、広報等を使い、事業の周知や活用促進を図る。また、本事業について広く周知できるようなイベント実施を模索する。
	方針2)安心	して子育てができる 安全なまちづくり							
No.	(1)安全 <b>、</b> 5	安心なまちづくりの推進							
	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
140	登下校の安全確 保	■小子牧の選子路に関北カスノを設置し、関北が田を言なる	の効果を検証するとともに、登下校の安全確保に必要な箇所への設置を検討する。		■一小、三小、四小、七小、東光寺小、仲田小の合同点検を実施する。 ■防犯カメラは合計90台の設置を行い、必要十分な台数を設置したため、今後は維持管理に専念する。 ■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップの更新、充実を図る。	■令和2年度のおいては、新型コロナウィルス感染 症対策のため、実施を中止した。	D	係機関による通学路の合同点検を実施し、交通安全、防犯に加え、防災の視点にたった点検が必要。	■実施先送りとなった「一小、三小、四小、七小、東光寺小、仲田小」の合同点検を実施する。 ■防犯カメラは市内全域合計90台設置しているため、同カメラの確実な稼働確認と適切なメンテナンスを行っていく。 ■学校、家庭、地域が一体となり、安全マップの更新、充実を図る。
141	② 学校防犯力 メラ	■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	庶務課	■児童生徒の安全を確保するため、防犯カメラの 適正な運用とシステムの保守管理に努める。	■児童生徒の安全のため、防犯カメラの適正な運用と保守管理を行った。	А		■耐用年数を向かえた中学校及び幼稚園の機器の 更新を図る。

	■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる"見守り"が大変重要				
③ スクー/ 142 ガードボラ ティア	なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」 ■市内の小学校全校でボランティアが活動しており子どしている。登録者も年々増加しており子ど	■新たな登録者の獲得のため、独自の活動として 見守りを行っている団体と連携し調整を図ってい く。	<ul><li>■令和2年度末の登録者数366名</li><li>■各地域で、学校や地域の団体と連携した見守り活動が行われた。</li></ul>	А	■防災安全課の自主防犯組織、個人防犯ボランティア、わんわんパトロール等、似通った事業があるため、整理し、連携・協力していきたい。  ■新たな登録者の獲得のため、独自の活動として見守りを行っている団体と連携し調整を図っていく。
143 <sup>④</sup> セーフテ 教室の実施	1	■今後も、地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。	■非行防止・犯罪の未然防止を目的として、警察等関係機関と連携して、小・中学校でセーフティ教室を実施した。その後、保護者、地域の方との意見交換会を実施し、多くの方が参加した。	С	■新型コロナウイルス感染症拡大防止策を踏まえ、オンライン等による実施の在り方について、検討していく必要がある。  ■地域、関係機関と連携して小中学校全校でセーフティ教室を実施し、健全育成の充実を図る。
⑤ 災害発生 144 どメール配 サービス	る を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラ りその他の防災情報・生活情報等の提供要   ブからの情報も受け取れる。	■学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報、防災安全情報、障害者行方不明情報を各学校、担当課において配信する。 ■取りまとめの部署の移行について、具体的に関係各課と調整し、早期の実現を図る。	■令和2年度の総配信数は633件で、令和元年度と比べると62件増えた。 ■取りまとめの部署が庶務課から防災安全課に順次移管。	А	■学校⇔保護者間のメール配信については令和3年度よりC4thHome&Schoolへ順次移行。(担当:ICT活用教育推進室) ■学童クラブ情報等庁内の課から市民向けの情報、防災安全情報等の配信の取りまとめを行う。順次引継ぎ予定。(担当:防災安全課)
145 ⑥ あいさつ	■ は成ですどもと人人があいとうを支わりとと、いるが、依然としてすどもが巻き込まれるにより、お互いに顔見知りになり、地域の結び	■地域の結びつきを強めるために引き続き、奇数月の最初の登校日に市内全ての小・中学校で教職員、市職員、保護者、シルバー人材センターなど地域の人々によりあいさつ運動を行う。また、昨年同様夏休み期間の変更により9月実施分は8月24日で実施予定。 ■今後の実施に関して参加した管理職へアンケート調査を実施していた。まだ1回しかできていないため、余裕があれば実施し、今後のあいさつ運動を検討するうえでの材料とする。	■コロナ禍により、あいさつ運動は中止	D	■顔の見える社会、地域全体で子どもの安全と成長を見守るきっかけづくりとして市職員が中心となって実施してきたが、地域により参加状況にバラつきがあることや、「校門でのあいさつ運動」という面が強くなり本来の「地域で子どもを見守る」という目的が果たせていないことから、事業の見直しが必要
146 ⑦ 自主防犯	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市場に、既存組織の更なる活性化を図る。 課	■自主防犯組織 ・育成交付金の再交付を活用し、既存組織の若返りや活動の継続化を推進する。 ■個人防犯パトロール ・引き続き加入促進を継続する ■防犯出前講座 ・自治会から要望があれば実施していく。 ・自治会との合同パトロールへの参加	■自主防犯組織 ・3団体に交付 (西宮下自治会、武蔵台住宅自主防犯会、万願荘自治会) ■個人防犯パトロール ・自主防犯組織結成数令和2年度現在191団体 ・わんわんパトロール:11人加入、総計1,476人 ■防犯出前講座 ・三沢学童クラブにて実施	В	■新型コロナウイルス感染症の拡大により、自治会等でも人を集めることが難しく出前講座実施の機会がなかった。  ■自主防犯組織 ・育成交付金の再交付を活用し、既存組織の若返りや活動の継続化を推進する。 ■個人防犯パトロール ・引き続き加入促進を継続する ■防犯出前講座 ・自治会から要望があれば実施していく。 ・自治会との合同パトロールへの参加
147 8 市内安全	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁OBが、犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施し、学校や学童クラブを定期的に巡回して犯罪の発生状況や不審者情報を職員と共有するすることにより、各種犯罪の抑止及び防犯体制の強化を図る。  ■地域に密着した防犯パトロールを推進することにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。  □ ははに密着した防犯パトロールを推進するいが変を全ていることにより、子どもが犯罪に巻き込まれない地域社会の実現を目指す。	■安全安心パトロール ・不審者等が多く、防犯ボランティアが少ないタ方の時間帯や学童クラブの下校時を重点に実施していく。 ■街頭防犯力メラの設置 ・駅周辺に防犯カメラを効果的に設置してく。 ・自治会設置の防犯カメラの補助事業を実施。		В	■安全安心パトロール ・不審者等が多く、防犯ボランティアが少ないタ 方の時間帯や学童クラブの下校時を重点に実施していく。 ■街頭防犯カメラの設置 ・自治会設置の防犯カメラの補助事業を実施。

148	⑨「こどもを守	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	  ■引き続き、継続実施する。	防災安全 課	■庁用車での見守り及び青色防犯パトロールによる子どもの見守りを実施していく。	■引き続き、庁用車での見守り及び青色防犯パトロールによる子どもの見守りを実施していく。	В		■庁用車での見守り及び青色防犯パトロールによる子どもの見守りを実施していく。
	(2) 子育て	しやすいまちづくり							
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月)	担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
149	① 住 宅 マ ス タープランの推 進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大網」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■平成27年3月に改訂した日野市住宅マスタープランに基づき、子育て支援にもつながる住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	都市計画課	■セーフティネット住宅相談事業「あんしん住まいる日野」でのひとり親家庭への相談受付を引き続き行う他、セーフティネットコールセンターと連携しひとり親家庭への居住支援の推進を図る。	■セーフティネット住宅相談事業「あんしん住まいる日野」を開設し、3件のひとり親家庭から相談を受付た。また、セーフティネットコールセンターなどと相談窓口に係る定例会を3回開催し、事例を共有した。	A		■セーフティネット住宅相談事業「あんしん住まいる日野」でのひとり親家庭への相談受付を引き続き行う他、セーフティネットコールセンターと連携し、ひとり親家庭への居住支援の推進を図る。
150	② 通学路の整備	■第2次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第2次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をPDCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。		■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、視覚障碍者誘導用ブロックを設置した路線で、劣化が激しい誘導用ブロックの改修(修繕)を実施いたします。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき令和元年度に合同点検(潤徳小、南平小、平山小、夢が丘小、七生緑小、八小)を実施した、市道19箇所の安全対策を実施いたします。また、令和2年度は6校(一小、三小、四小、七小、仲田小、東光寺小)の通学路合同点検を実施いたします。(主体は学校課)	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、視覚障碍者誘導用ブロックを設置した路線である市道D19号線において、視覚障碍者誘導ブロックの劣化が進んでおり、3箇所で修繕を実施致しました。また、幹線市道 I-13号線で不要な切下げの撤去など、個別的な段差の解消を実施致しました。 ■日野市通学路交通安全プログラムに基づき令和元年度に合同点検(潤徳小、南平小、平山小、夢が丘小、七生緑小、八小)を実施した、市道19箇所の安全対策を実施しました。また、令和2年度は6校(一小、三小、四小、七小、仲田小、東光寺小)の通学路合同点検を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で令和3年度に延期となりました。(主体は学校課)	Α	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画における既存歩道のセミフラット化について、対象路線である幹線市道Ⅱ-48号線(市役所本庁舎南側の通り)が市役所本庁舎の免震工事と競合していたことや、市道K68号線(平山城址公園駅から北野街道に向かう通り)が北野街道の拡幅事業と競合していることにより、着手時期の見直しを行い、計画に遅れが生じている。	■市道D19号線に設置されている視覚障碍者誘導ブロックの修繕未実施箇所について修繕を実施致します。また、幹線市道I-13号線で個別的な段差の解消を実施致します。 ■学校課を通して要望のあった市道5箇所の通学路安全対策を実施いたします。また、令和3年度は6校(一小、三小、四小、七小、仲田小、東光寺小)の通学路合同点検を実施いたします。(主体は学校課)
151	③ まちづくり マスタープラン の推進	■安全安心で利便性が高く若年層や子育て層が 定住する都市の実現を目指し、多様化する暮ら し方を支えるまちとして、ライフステージに合 せて選択できる多様な住まいの提供や子育てし やすいまちづくりの推進を図る。	■令和元年4月に改訂した日野市まちづく りマスタープランに基づき、子育てしやす いまちづくりを進めるため、道路・公園な どの施設整備や暮らしやすいまちとするた めの仕組み作りをするなど、まちづくりを 総合的かつ計画的に推進する。	都市計画課	り(子育てしやすいまちづくりを進めるため、道路・公園などの施設整備や暮らしやすいまちとす	■これまでの指導経験や課題を踏まえたまちづく り条例の手続きの見直しや、社騎亜情勢及び環境 変化に応じた運用の基準の改善をするための、ま ちづくり条例の改定案の検討を行った	В	■共創のまちづくりについては、企画部の価値共 創ポータルを含めた役割分担などあり方も含めた 検討を継続して行うこととした。。	■まちづくり条例の改正の手続きを行うととも に、共創のまちづくりにつては継続して検討を進 める。

基本目標	標Ⅳ	命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育て	る					
方針1)	)地域で	で子どもの成長を支える仕組みづくり方針~	1)家族や地域の人とのふれあいを促進					
No. (1)	家族のご	ふれあいの促進						
事業	<b>美名</b>	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
152 ① 家族の日の啓	ふれ愛 8発	■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、平成20年度より事業を開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかよう温かな家庭づくりが推進できるよう市HPやSNS等を活用して啓発していく。	■国、東京都が定めている「家族の日」・ 「家族ふれあいの日」とも併せ、家族のふ 子育て課 れあいについて啓発活動を継続していく。	■引き続き「家族ふれ愛の日」の啓発を行う。 ■例年実施していた写真展という形式ではなく、 応募された写真をホームページ上に掲載する「家 族ふれ愛アルバム」として実施する。写真展では 年間を通して限定的な周知しかできていなかった 点等を考慮し、新たな形式での啓発を図る。	■家族ふれ愛アルバム応募数 5点 《テーマ》 「家族のふれ合いの良さを伝えてくれる写真」 日野市ホームページにおいて公開中 ■パネル展示(イオン) 令和2年10月16日(金)~10月29日(木)イオンモール多摩平の森2階グリーンパークストピック横にて令和元年度まで実施していた家族ふれ愛写真展入選作品を展示し、新規事業である家族ふれ愛アルバム作品募集及び家族ふれ愛の日の宣伝を行った。	С	■家族の在り方の多様化、コロナ禍における生活 様式の変化といった背景に加え、個人で情報発信 できる時代において、市HP等を利用した啓発事業 の効果の検証と見直し	■家族心れ愛アルバムの実施方法等を見直す。
153 <sup>②</sup> 親子 い事業	ふれあ	■親子のふれあいを促進するため、3~4か月 児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育 士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。	■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。 健康課	親子のふれあいを促進するため、3~4か月児健 診後に親子の交流する機会を設定し、保育士によ る手遊びや絵本の読み聞かせを実施する。	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として健診時間の短縮、3密の回避のため、令和2年度は実施なし。	D	■新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、再開 を検討していく必要がある。	■新型コロナウイルス感染状況を考慮し、再開の 検討をする。
3 家庭	教育学	■17月71日子校FIA7の安託による家庭教育  学級や、生涯学習課による講演会などにより、  家庭教育の存実や、これは17月75日	■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発及び保護者の意識向上。	■引き続き、PTAへの委託による家庭教育学級や、講演会開催、情報発信などを行い、家庭教育の充実及び保護者の教育力向上を図っていく。	■実施校 4校(PTA主管事業) 令和2年度から各校任意による事業実施となり、コロナの影響もあり実施校は4校に留まった。 ■家庭教育学級講演会 1回(市主催事業) Youtube動画配信(12月4日から12月24日) アーカイブでの情報発信を行った。		■コロナの影響もあるが、任意開催にしたことで、家庭教育を考える場が停滞してしまうことが考えられる。コロナ禍でも実施できる方法、負担のない事業展開など検討が必要。	■各校PTA担当者と事業の目的を確認しながら、だれもが参加しやすい事業を企画していく。新聞コロナウイルス禍により、各校PTAへの委託業の縮小・中止は止むを得ない状況においては、市主催講演会(講座等)での実施できなかった管校へのフォローを行う。
(2)	異年齢3	交流の促進						
No. 事業	《名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課 題 ※評価がAの場合でも、課題があれば ご記入ください	令和3年度の取組み
① 幼稚 155 育園での の受け入	園・保 D中高生 れ	■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。 ■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	■今後も、地域の高等学校・中学校と連携 して中高生等の保育体験を積極的に受け入 保育課	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。	■新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施 せず。	D	■新型コロナウイルス感染症の収束状況により受入れを行う。	■地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。また、中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深め、つながりが持てるように積極的にすすめていく。
156 <sup>②</sup> ジ <u>=</u> リーダー	ュ ニ ア -講習会	● TO回美施(平成30年度) ■効果 企画・運営を高校生以上のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を 目指している。「地域活動の担い手の育成」 ■ボランティアリーダーは地域貢献の一環とし	動や地域交流を行い、子ともたらの体験活動の充実を図る。 ■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。 ■書小任委員による育成環境の整備、地域	充実を図る。 ■青少年委員の会ジュニアリーダー部会との連携 強化を図り、地域活動の促進を行う ■青少年委員、講師を中心として、リーダーに向	■実施日 11月~12月に実施(計2回) ※本来は11月~2月の全4回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令により、中止。 ■参加人数 小学生23名、中学生7名 ■講習会ではレクリエーションや、ナイトハイクを行った。 ■コロナ禍での安全な講習会の実施のため、消毒や対人距離の徹底、レクリエーションの見直し等を行った。	В	■新規リーダーが増加したため、基礎力向上や研修の拡充が求められる。 ■上記の通り、高校生のリーダーが増加したため、青少年委員とのより密接な協力関係の構築	■引き続きコロナ禍においての安全な講習会の実施、内容の充実を図る。 ■青少年委員とリーダーの連携強化を重視し、青少年委員にはより運営の内側へ関わってもらうよう呼びかける。 ■ボランティアリーダーや手をつなごう・こどもまつりへの参加等、地域交流の促進

	(3) 子ども	の人権意識の醸成						
No.	事業名	内容	方向性 (令和2年4月~令和7年3月) 担当課	令和2年度の取り組み	令和2年度の実績	令和2年度 実績の評価	課題	令和3年度の取組み
15	① 道徳教育の 充実	■「特別の教科 道徳」が実施されたことに伴い、考える道徳、議論する道徳を推進する。 ■全ての小・中学校で学校、家庭、地域との連携により道徳授業地区公開講座を開催している。公開講座の開催を通して道徳授業の質の向上を図る。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や 道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳 学校課	■全校で道徳授業地区公開講座を実施。地域や保護者へ呼びかけ、意見交換会を継続	■道徳授業地区公開講座は、全校が新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、実施方法を工夫して行った。地域の方・保護者への授業公開や意見公開ができなかった学校は、お便りや学校ホームページ等で情報発信をした。	В	■新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じながらの地域・保護者への授業公開や意見交換会の在り方について、検討していく必要がある。	■全校で道徳授業地区公開講座を実施し、地域・ 保護者の方への授業公開や意見交換会を行ってい く。
158	② 人権教育の  充実	■1の性限、子似に入性教育は肝性性女具で    夕寒さ    挨りなし歩細節について無板を無めて	■人権教育推進委員を中心に人権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を 学校課 深めるよう研修内容の充実を図る。	■毎年更新される「人権教育プログラム」に基づき、各校の人権教育推進委員を中心に、「性同一性障害」「性的指向」等の新たな人権課題についての教員研修を継続し教員の理解を深める。今後も具体的な指導の在り方について検討する。	■人権教育推進委員を対象に研修会を3回実施した。人権課題である「障害者」「性同一性障害」「性的指向」についての理解を深めた。	А	■新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、 当初予定していた国立ハンセン病資料館のフィー ルドワークが実施できなかった。フィールドワー クの実施方法について検討が必要である。	■人権教育推進委員を対象に研修会を4回実施する。内容は、国立ハンセン病資料館の方によるオンライン講話、人権尊重教育推進研究校の研究発表会への参加、人権教育の実践の情報交換等を予定している。
159	③ いじめ防止総合対策の推進	■自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる子どもを育成する。 ■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等 取組の充実を図る。 ■人権教育(互いに尊重し合う態度や他者 学校課	める。 ■すべての子供たちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、子供たちの変化を見逃さず、つらい思いをしている子供に寄り添った対応を進める。 ■令和2年3月のいじめ問題対策委員会で策定された報告書に基づき、各校の対策を具現化していく。 ■年間3回以上のアンケート調査等を実施し、実態を把握するとともに、学校が組織的な改善策を講じることができるよう支援の充実を図る。	関する対応を実施した。 ■日野市いじめ問題対策連絡協議会を開催した。 【日野市教育委員会いじめ問題対策委員会】 ■学識経験者2名、学校関係者2名、教育委員会2名、特別支援総合コーディネーター1名で構成。日	В	■学校におけるいじめ防止のための対策が、形骸化することのないよう、取組状況について、不断に検証し改善を図っていく。 ■いじめ防止基本方針に基づく、取組の状況の検証、評価の充実を図る。	■「すべてを拾い上げ、対応する」ことを基盤に、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織に行う。 ■すべての子供たちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、子どもたちの変化を見逃さず、つらい思いをしている子供に寄り添った対応を進める。 ■令和2年3月のいじめ問題対策委員会で策定された報告書に基づき、各校の対策を具現化していく。 ■年間3回以上のアンケート調査等を実施し、実態を把握するとともに、学校が組織的にな改善策を講じることができるよう支援の充実を図る。 ■学校評価へのいじめ対策の記載について各学校と連携し、調整を図る。
160	  ④ 人とかかわ  る力の育成	■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。 ■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。	びなどの学習を通して、高齢者とのふれあ 学校課 い学習を継続し、計画的な交流をすすめ 学校課	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなど の学習を通して、高齢者との交流を継続する。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめたが、新型コロナウイルス感染防止拡大ため、実施することが難しかった。	В	■新型コロナウイルス感染防止対策をする必要がある。	■新型コロナウイルス感染防止対策を講じる。 ■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者とのふれあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。
163		て、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、	■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■日野市子ども条例の理念を「新!ひのっ子すくすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議との関係を整理する。	■条例施行10周年記念事業を契機として、引き続き周知・啓発に向け取組みを検討していく。	7月1日を「日野市子ども条例の日」として、HPでの呼びかけや子供向けチラシの配布やポスター掲示による啓発を実施	В	■子ども条例委員会の在り方についての検討	■HP、ツイッター、ポスター掲示等による啓発 やパネル展の実施
162	⑥ いのちの学 校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが、かけがえのない「命」の大切さを考えてもらうためのパネル展示や講演会を実施。 〈パネル展示〉いのちのメッセージ展 〈講演会〉遺族の講演	■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2~3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、保護者や地域の方にも参加していただき「命」の大切さを考えてもらう。	コロナの影響により、授業時間の確保が優先となることや、講演会開催は三蜜状態となることから、令和2年度のいのちの学校は、パネル展示のみを中学校3校にて実施予定。	■令和2年度はコロナウィルス感染の影響のため、いのちの学校の開催はパネル展示1校のみ。	D	■新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、事業を縮小せざるおえなかったため、感染防止に努めながら開催できる方法を学校と共に検討する。	■若者の自殺数は減少していないため、、命の大切さを知ってもらう貴重な機会として学校と連携し「いのちの学校」の実施につなげる。